

上野牧生

はじめに

説一切有部の阿含経典を精確に解釈し、註釈するための指南書である『釈軌論』(*Vyākhyāyukti*) は、「目的」「要義」「語義」「次第」「論難・答釈」からなる五つの相(ākāra)に沿ってその全体が立論されている。この五つの相は、各々が経典解釈の手法であり、また註釈に際して註釈者が必ず説明しなければならない項目でもある。本稿はこのうち「語義」(*padārtha*, 玄奘訳「句義」)を取り上げる。この相は『釈軌論』において最も紙数が割かれ、ヴァスバンドゥが最も力を入れて論じたものである。「語義」定義箇所は、大別すれば、以下の四節に区分される(チベット語訳『釈軌論』各章における各節の配置を括弧内に示す)。

- (1) 一語の中に多義がある場合の語義解釈 (=第一章中盤)
- (2) 多語の中に一義がある場合の語義解釈 (=第一章末尾)
- (3) 上記(1) と(2) および下記(4) 以外の語義解釈(全103例)の個別事例(=第二章全体)
- (4) *paryāya, *lakṣaṇa, *nirukti, *prabheda という四つの観点による語義解釈(=第三章冒頭)

以上の四節に対応して、本稿はその全体が四節からなる。具体的には、各節において「先行研究」「解釈例」「考察」「まとめ」の四項目を論ずる。本稿の目的は、『釈軌論』における語義解釈の「手法」に注目することにより、ヴァスバンドゥによる経典解釈にひかりを当てることである。これは、ヴァスバンドゥの経典観がその解釈手法と表裏一体であるとの推測に基づく。なお本稿の記

述は「語義」(1)(2)(4)の翻訳研究を含む拙稿(上野[2009][2010][2012a] [2013])との重複が多いことを予めお断りしておく。

1 「語義」(1)

1.1 先行研究

「語義」(1) は、一つの語の中に複数の意味がある場合の語義解釈例、言い 換えれば、複数の意味をもつ一単語を註釈する場合の模範例である。当該箇所 では vigata, rūpa, anta, agra, loka, āmisa, bhūta, pada, dharma, prahāṇa, nyāya, karmānta, skandha, samgraha の 14 術語が取り上げられる。ヴァスバンドゥがい かなる基準に基づき14例を選択したのかはわからない。先行研究では、山口 [1959:171-174] が vigata の一部, rūpa, anta, loka の四例を訳出し, その解 釈例文が阿含からの引用であることを指摘した(山口 [1959:177, n.6])。さらに 李 [2001:185, n.85] が同じく rūpa を, 小谷 [2000:41-42] が dharma を訳 出した。宮下「1983:10-12」は山口が端緒をつけた vigata の解説箇所をさら に詳細に分析した。そして『釈軌論』当該箇所の議論内容が『倶舎論』「智 品 | における他心智をめぐる議論を引き継いだものであることを例証し、『倶 舎論』と『釈軌論』の連続性を指摘した。『釈軌論』当該箇所の註釈に際し、 グナマティが実際に「智品」の該当箇所を引用しつつ註釈を進める点からも. 宮下による指摘の妥当性は証明される。また NANCE [2012:138-146] に(1) 全体の英訳がある。rūpa から pada については上野 [2010] に、dharma から samgraha については上野 [2012a] に和訳があり、その双方のチベット語訳テ クストが上野 [2013:26-36] にある。

SKILLING [2000: 338, Appendix 3] およびそれに従う VERHAGEN [2005: 582, n.82]; NANCE [2012: 138f.] は、「語義」(1) の解釈例として『釈軌論』で取り上げられるのは、vigata を除く 13 の術語であるとする。しかし、vigata に関する議論を開始するにあたり、ヴァスバンドゥ自身が「まず、一つ〔の語〕の中に多く〔の意味〕があるものとは、例えば『月子経』の中で」(VyY LEE 125(2)

14.1-2: re źig gcig la du ma 'byuń ba ni dper na / ma zla ba'i bu mo'i bu'i mdo las /)と述べている。この点から *vigata* を解釈例に含み得ることは間違いない。したがって SKILLING, VERHAGEN, NANCE の理解は訂正を要する。

また上野 [2010] [2012a] において回収したサンスクリットの平行例に基づき、14 術語の原語をほぼ確定し得た。それにより以下の訂正が可能である。

チベット語訳'dod chags dan bral ba の原語をめぐり、山口 [1959:171-2]; LEE [2001:14] は vīta を想定したが、回収し得たサンスクリットの平行例より、筆者は vigata を想定した。ただしこの両語は同義である。

agra のチベット語訳 mchog の原語推定をめぐり、Verhagen [2005:582, n.82] は vara を想定したが、Skilling [2000:338, Appendix 3]; Lee [2001:17]; NANCE [2012:141] は agra を想定した。後者が正しい。

pada をめぐり、Lee [2001:20]; Verhagen [2005:582, n.82] は pāda を想定したが、Skilling [2000:338]; Nance [2012:143] は pada を想定した。後者が正しい。

myāya のチベット語訳 *tśul* の原語推定をめぐり、Lee [2001:22]; NANCE [2012:141; 251, n.38] は *naya* を想定したが、SKILLING [2000:338, Appendix 3]; Verhagen [2005:582, n.82] は *myāya* を想定した。後者が正しい。つまるところ、『釈軌論』において「語義」(1) として取り上げられているのは上記 14 術語である。

なお堀内 [2009: xvi] 所載のシノプシスでは「語義」(1) に「一語に多義」(多義語) と「多語に一義」(同義語) との二つを含め、「語義」(2) を空欄にしている。しかし筆者は語義 (1) が「一語に多義」(多義語) に、語義 (2) が「多語に一義」(同義語) に相当すると考える。そのシノプシスは上野 [2013: 2-3] に示した。

1.2 解釈例

「語義」(1) では、例題として取り上げられる各術語の同義異語群を韻文で 列挙した後に、散文で個々の用例を示す形式が採られている。以下にその実例 として, *dharma* の試訳を挙げる(上野 [2012a:1-2] の再掲のため, 出典その他の 注記をすべて省略する)。

[VyY][D śi 36a4-b2; P si 40b2-41a2; Lee 21.5-22.3; Ueno 31.16-32.15]

dharma は、①所知〔と〕、②道と、③涅槃と、④意〔根〕の対象
〔と〕、⑤福徳〔と〕、⑥現世と、⑦聖教と、⑧生〔と〕、⑨勧戒と、
⑩慣習〔の意味〕で〔用いられる〕。

dharma という語は,

- ①「所知」(*jñeya)〔の意味〕では、「およそ有為であれ、無為であれ、 諸法の中で最上のものは、離染であると語られる」(ye kecid dharmāḥ saṃskrtā vāsaṃskrtā vā virāgas tesām agra ākhvāvate)と説かれている如くである。
- ②「道」(*mārga)〔の意味〕では、「比丘たちよ、邪見は非法であり、正見は法である」と詳述されている如くである。
- ③「涅槃」(*nirvāṇa) [の意味] では、「法に帰依いたします」(*dharmaṃ śaraṇaṃ gacchāmi) と説かれている如くである。
- ④「意〔根〕 の 対 象」(*manogocara)〔の 意 味〕 で は,「法 処」(*dharmāyatana) と説かれている如くである。
- そ〔の法〕は意〔根〕のみの対象である。ただ対象であるのみであって、 所依(*āśraya)ではない。
- ⑤「福徳」(*puṇya)〔の意味〕では、「〔国王は〕眷族である王妃や王子らと共に福徳(法)を勤修〔する〕」と詳述されている如くである。
- ⑥「現世」(*iha/aihika) [の意味] では,「現法において経験すべき [業]」(dṛṣṭadharmavedanīyam) と説かれている如くである。
- ⑦「聖教」(*pravacana) [の意味] では,「この世で比丘が法を知る, すなわち契経や応頌や」(*iha bhikṣur dharmaṃ jānātīti tadyathā sutraṃ geyam) と詳述されている如くである。
- ⑧「生」(*bhāvin) [の意味] では、「諸行の本質は、その〔ような〕特徴(*dharma) をもつ」と説かれたり、同じく、すなわち、「この身体は、

老いという特徴をもつもの(*jarādharma)である」と説かれている如くである。

- ⑨「勧戒」(*niyama)〔の意味〕では、「比丘の四法」と説かれている如く、同じく「比丘たちよ、殺生は非法なり。殺生を離れることは法なり。」と説かれている如くである。
- ⑩「慣習」(*nīti)〔の意味〕では、「地域の法や一族の法」と説かれている如くである。

当該箇所では dharma の語義として 10 種が挙げられているが、『釈軌論』第五章ではさらに 2 種が挙げられている。その一方は当該箇所で言及されている dharma ⑦であるが、もう一方は当該箇所では挙げられてはいないものである (出典不詳)。第五章の記述は以下のとおり。

[VyY][D śi 120a7-b2; P si 140a3-5; Lee 269.16-270.6]

さらに、⑦「聖教」(*pravacana) も「法」と呼ばれる。例えば「どのようにして、比丘は、法を知るものであるのか。この世で比丘が法を知る、すなわち契経や応頌や」と広範に出ている如くである。

① 「道理」(*yukti) も〔「法」と呼ばれる〕。例えば「法を以て法を求め、 非法を以て〔法を求めるの〕ではない」と説かれている如くである。

これらを総合すれば、『釈軌論』全体では少なくとも11の語義が列挙されていることになる。『プトゥン仏教史』(Bu ston chos 'byung) では『釈軌論』当該箇所を下敷きとして「法」(chos) の語義が計13例ほど挙げられている。プトゥン・リンチェンドゥプは『釈軌論』第一章の10例(①から⑩)と第五章の1例(①)と総合し、そこに⑫「所証法」(bsgrub bya'i chos)と⑬「否定されるべき法」(dgag bya'i chos)とを付加して説明している。プトゥンは『釈軌論』第五章の記述をも正確に把握していたのである。

さて、当該箇所は『釈軌論』の中でも特に有名な箇所であり、先行研究も多い。その『プトゥン仏教史』を英訳した OBERMILLER [1931:18-19, n.142] は『釈軌論』の出典箇所を指摘した。小谷 [2002:41-42] は『釈軌論』および

『プトゥン仏教史』の該当箇所を和訳した。櫻部 [2003:22-23] は『釈軌 論』の記述内容を分析し、②は有為無漏の、③は無為無漏の、④は十二処中の 「法処」の一つ、⑤は有為有漏の「法」が該当し、①は一切の「法」が該当す る. と指摘した。上野「2012a:1-2.ns.3-13] は本庄良文教授の指導のもと. 解 釈例として挙げられた経文の出典および平行例を比定し、それらが有部阿含に 基づくことを示した。堀内[2013a]は当該箇所全体を平易に解説した。

『釈軌論』全体では、「語義」(1)の他、四箇所にわたって同一の手法が使用 されている。第一章の「目的|箇所にみられる alam (本庄 [2001:116-117];上 野 [2012a:8-9] に既出) 第三章 「答釈 | (1) にみられる術語としての pravoga. 第二章 (§94、SKhŚ no.100) にみられる su. および第五章にみられる aho の語義 解釈も、「語義」(1)の形式で説明されている。これらは prayoga を除けば、 接頭辞(upasarga)ないし不変化詞(nipāta)の語義解釈に使用された例である。 後二者の用例を以下に示す。

suの語義解釈

[VyY][D si 78a3-4; P si 92a1-3; Lee 146.6-15]

'di ni 'jig rten na bde bar gśegs pa dag ces bya'o źes bya ba'i bde bar źes bya ba 'di ni ma lus pa'i don la yan mthon ste / dper na zas bde bar źu'o // bum pa legs par gan ba'o źes bya ba lta bu'o //

bsnags pa'i don la yan mthon ste / dper na gzugs bzan po cha lugs bzan po zes bya ba lta bu'o //

phyir mi ldog pa'i don la yan mthon ste / dper na gcin nad las bde bar thar ro // 'byun po'i gdon las bde bar thar ro zes bya ba lta bu'o //

don rnam pa 'di gsum gyis bde bar gsegs pa dag yin te /

「以上の方が、世間において善逝(sugata) たちと呼ばれる。」という

¹⁾ gśegs VyY (DL) : gśigs VyY (P) 2) ro // VyY (DL) : te / VyY (P)

³⁾ ro VyY (DL) : to VyY (P)

〔経文の〕中の su というこ〔の語〕は、①「残余なく」(*niḥśeṣam) という意味も見られる。例えば「食材が完全に溶ける」「瓶が完全に満ちる」(*supūṛṇaghaṭa) という如く。

- ②「称讃」(*praśasta) という意味も見られる。例えば「容姿もすばらしく (*surūpa), 服装もすばらしい」という如く。
- ③「不退」(*apunarāvṛtti) という意味も見られる。例えば「熱病から快復した (再発しない)」(*sunaṣṭajvara),「憑物から快復した (憑物が落ちた)」(*sunaṣṭabhūtagraha) という如く。

以上の三種の意味で、「善逝たち」なのである。

aho の語義解釈

[VyY][D śi 133b3-5; P si 155a4-6; Lee 309.9-20]

kye ma'o źes bya ba'i tśig gi phrad 'di ni ya mtśan gyi don la yań mthoń ste / dper na bad sa'i bus mnon par dad nas kye ma'o sans rgyas kye ma'o chos ni legs par gsuns pa źes smras pa lta bu'o //

mya nan byed pa'i don la yan sa'i bcud nub pa dan kye ma'o sa'i bcud kye ma'o sa'i bcud ces mya nan byas pa lta bu'o //

smon pa'i don la yan ma la kye ma'o // bdag mi skal ba bzan po rnams dan skal ba mñam pa niid du skye bar śog cig ces bya ba lta bu'o //

smad pa'i don la yan dper na rkun po byed pa na kye ma bram ze'i legs pa yin no źes bya ba lta bu ste / de ni 'dir mya nan byed pa'i don du blta bar bya'o //

¹⁾ sańs rgyas kye ma'o VyY (DL) : om. VyY (P)

²⁾ po VyY (DL): po pa VyY (P) 3) cig VyY (PL): śig VyY (D)

aho というこの不変化詞は,①「驚嘆」の意味で〔用いられる例〕も見られる。例えば「ヴァッツァ〔姓 *vatsagotra〕の息子は,浄らかな信を起こして,『おお(aho),仏よ,おお,法は善く説かれた』と語った」〔という〕如くである。

- ②「慨嘆 (憂い)」の意味でも、「大地の精髄 (エキス) が消失するや否や、『ああ (aho)、大地の精髄が、ああ、大地の精髄が』と憂いた」〔という〕如くである。
- ③「懇願」の意味でも、「母よ、どうか (aho)、私を、諸々の幸福の分前をもち、均等な分前をもつ人間の状態に生んで下さい」という如くである。
- ④「憤慨」の意味でも、例えば「盗人になるくらいなら、ふん (aho)、婆羅門の方がましだ」という如くである。

以上,ここ [の用例] では慨嘆(憂い)の意味で [用いられていると] みなすべきである。

1.3 考察

「語義」(1) は、ある経句の註釈に際して、当該句の語義要素(同義異語)を一通り列挙した上で、その最も適切な語義を指摘する手法である。このように同義異語を列挙する仕方はヴァスバンドゥ自身が言及(→2.3.2)する Nighantu 等に先行例があり、また Amarakośa 等に踏襲されているが、当該二文献に同義異語として挙げられる用例の語彙が『釈軌論』と一致しないのは、ヴァスバンドゥが用例を収集した範囲が有部阿含・有部律に限定されているからである。用例を収集する範囲を限定しなければ、語源学(nirukta)や文法学(vyākaraṇa)などをも視野に含めれば、さらに多くの語義(同義異語)を提示することはおそらく可能であろう。しかしそうした選択はなされていない。あくまで、有部阿含・有部律(アヴァダーナを含む)に見出すことができる語義に限定して、用例が収集されたと推測される。言い換えれば、意図的に用例の収集範囲が有部阿含と有部律とに限定され、それらに含まれる語彙の中から14例の術語が選択されている。つまり、仏説の語義をなるべく仏説の内部から導出しようと試みている点に特徴がある。

別の観点から見れば、su の解釈例において、sugata-という術語の語義要素に接頭辞 su の三つの意味(①②③)が含まれる様に、「語義」(1)は単一の経 119(8)

句が保持する多義性を明示する手法でもある。ヴァスバンドゥは、ある文脈に おける単一の経句が多数の語義をもつことを否定しない。むしろ経典は経句・ 経文の多義性を前提とした構造を有するとみなされていたはずである。

なお「語義」(1) の最後部には「以上は例を述べたに過ぎない」(de lta bu ni dper brjod pa tsam du zad do) との但し書きがあるように、14 術語のあらゆる語義が列挙されているわけではない。ここに列挙されたのはあくまでその一例であって、全ての語義ではない。

かかる手法は、類例を挙げるまでもなく、ヴァスバンドゥ自身による『縁起経釈』の他、ブッダゴーサら南方系の註釈文献、大乗経典を対象とした北方系の註釈文献に多用されている。あるいは近年の報告によれば、真諦 (Paramārtha, 499-569) による諸著作、およびそれらの諸著作を参照していた圓測 (613-696) による註釈文献にもその適用が認められるという。

1.4 まとめ

「語義」(1) は、経句の註釈に際して、[1] 当該語の用例を網羅的に収集した上でそれらを一括して示し、個々の文脈に即した語義を指摘する手法である。これは、語義の確定に際して現代の我々が用例を網羅的に収集・分類する手法と軌を一にする。別の観点から見れば、これは [2] 単一の経句が保持する多義性を明示する手法でもある。ある文脈における単一の経句が多数の語義をもつ場合もこの方法が適用されている。そして、[3] 用例の探索された範囲が有部阿含・有部律に限定されている。つまり仏説の語義はあくまで仏説の内部から導出されている。[4] Nighantu 等に先行例があることから、この手法はヴァスバンドゥによる創案ではない。方法論的にも至極単純なものであるから、当時、当地において一般的な、または正統な手法として第三相「語義」の冒頭に配置されたと推測される。

2 語義(2)

2.1 先行研究

「語義」(2) は、複数の語の中に単一の意味がある場合の語義解釈例、言い換えれば、同一の意味をもつ複数の単語を註釈する場合の模範例である。先行研究では、山口 [1959:174-177] が(2)の大まかな構成を分析し、僅かに部分訳を示した。Prapod and Skilling [1999] が最後部の内容分析を行い、校訂テクストと英訳とを公表した。また Skilling [2000:320] と Verhagen [2005:582-583] とが概論を試みた。これらを承けて、(2)全体を Nance [2012:146-152] が英訳し、同じく上野 [2013:4-22] が和訳した。Prapod and Skilling [1999] が手がけた箇所をも含む「語義」(2) 全体のチベット語訳テクストが上野 [2013:37-45] にある。

2.2 解釈例

2.2.1 「語義」(2) の三類型

「語義」(2) はヴァスバンドゥ自身により三つの類型に分類される。

[VyY][D śi 37b6-7; P si 42b3-4; Lee 25.24-26.4; Ueno 37.3-7] tśig du ma la don gcig pa ni dper na rnam grańs gyi tśig lta bu'o // gźan yaṅ don rnam pa gsum ste /

- 2.1 so so re re la brjod par bya ba'i don dan /
- 2.2 bsdus pa'i don dan /
- 2.3 dgos pa'i don no //

多語の中に一義〔がある〕とは、例えば異門の語の如くである。 さらに〔別の解釈では〕、三種類の意味がある。

- 2.1 個々に語られるべき〔語の〕意味(*pratyekaikavācyārtha)と,
- 2.2 包摂された〔語の〕 意味 (*saṃgṛhītārtha) と,
- 2.3 目的の意味 (*prayojanārtha) である。

このうち、まず、2.1 は次のように定義される。

[VyY][D si 37b7-38a1; P si 42b4-5; Lee 26.5-8; Ueno 37.9-11]

de la so so re re la brjod par bya ba'i don ni brjod pa gan gis brjod par bya ba yan yin te / dper na ma rig pa'i rkyen gyis 'du byed rnams źes bya ba la ma rig pa gan źe na / 'du byed rnams gan źe na źes bya ba de lta bu la sogs pa bśad pa gan yin pa'o //

そのうち、「個々に語られるべき〔語の〕意味」とは、語によって語られるべきものでもある。例えば、「無明を縁として諸行が〔生ずる〕 (avidyāpratyayāḥ saṃskārāḥ) という中で、無明とは何か、諸行とは何か」というようなことなどを解説するものである。

続いて2.2 は次のように定義される。

 $[\, \mbox{VyY}\,][\, \mbox{D \'si } 38a1-4; \, \mbox{P si } 42b5-43a1; \, \mbox{Lee } 26.9-26; \, \mbox{Ueno } 37.13-38.2]$

bsdus pa'i don ni don tha dad pa'i tśig rnams kyi don bsdus pa gaṅ yin pa ste / (1) ji ltar srid pa'i yan lag bcu gñis pa'i tśig rnams kyis mdor kun nas ñon moṅs pa gsum po ñon moṅs pa daṅ / las daṅ / skye ba'i kun nas ñon moṅs pa rnams bstan pa lta bu daṅ / (1) de bźin du ma dad pa ni dad pa phun sum tśogs pa la yaṅ dag par len du 'jug pa nas / śes rab 'chal ba ni śes rab phun sum tśogs pa'i bar tśig 'di rnams kyis ni mdor na 'jug pa daṅ bcas pa'i mnon par mtho ba daṅ nes par legs pa'i rgyu yaṅ dag par len du 'jug pa yoṅs su bstan pa yin te / 'di ltar dad pas tśul khrims la sogs pa la 'jug la / tśul khrims daṅ gton ba gñis kyis ni lus daṅ loṅs spyod phun sum tśogs pas bsdus pa'i mnon par mtho ba 'thob bo // śes rab kyis ni nes par legs pa 'thob bo źes bya ba de lta bu la sogs pa'o //

¹⁾ rjod pa gan gi VyY (DL) : brjod pa gan gi VyY (P). Read brjod pa gan gis.

²⁾ źes VyY (DL): śes VyY (P)

^{3) &#}x27;du byed rnams gan źe na VyY (PL) : om. VyY (D)

¹⁾ kyis VyY (DL): kyi VyY (P) 2) ba VyY (DP): pa VyY (L)

³⁾ la sogs pa la 'jug VyY (DL): om. VyY (P)

⁴⁾ bya ba VyY (DL): om. VyY (P)

「包摂された〔語の〕意味」とは、意味内容が異なる諸語の要約された意味なるものである。④すなわち、有の十二支分に関する諸語によっては、要約すれば、三雑染〔すなわち〕煩悩(*kleśa)・業(*karman)・生(*janman)という諸雑染が説かれている如くである。⑧同様に「不信〔の父母二人〕が、信を円満にするよう、発奮させる」(aśrāddhaṃ [mātāpitaraṃ] śraddhāsaṃpadi samādāpayati)一中略一「慧の悪しき者が、慧を円満〔にするよう、発奮させる〕」(duṣprajňaṃ prajňāsaṃpadi [samādāpayati])〔という経文〕まで、これらの諸語によっては、要約すれば、活動を伴った繁栄(*abhyudaya)と、〔活動を伴った〕至福(*niḥśreya)との要因を発奮させることが説かれている。なぜなら、「信によって戒などを実践し、戒(*śīla)と捨(*tyāga)の二つによっては、〔それぞれ〕身体(*kāya)と享受(*bhoga)との円満に含まれる繁栄が獲得される。慧(*prajňā)によっては、至福が獲得される」云々の如く〔だから〕である。

続いて2.3 は次のように定義される。

[VyY][D si 38a4-5; P si 43a1-2; Lee 27.2-5; Ueno 38.5-7]

dgos pa'i don ni rnam grans gsuns pa rnams kyi don brjod pa gan yin pa ste / de dag la ni so so re re la brjod par bya ba'i don kyan med la / bsdus pa'i don kyan med de / brjod par bya ba gcig tu zad pa'i phyir dan /

「目的の意味」とは、〔世尊が〕お説きになられた諸異門の意味を説明するものである。それら〔の諸異門〕には、(1) 個々に語られるべき〔語の〕意味もなく、(2) 包摂された〔語の〕意味もない。説明されるべき〔意味〕は一つに尽きるからであり、

ヴァスバンドゥに従えば、上記三類型の定義は次のようになる。

- 2.1 「個々に語られるべき〔語の〕意味」とは、語によって語られるべきも のでもある。
- 2.2 「包摂された〔語の〕意味」とは、意味内容が異なる諸語の要約された 意味なるものである。

2.3 「目的の意味」とは、〔世尊が〕お説きになられた諸異門の意味を説明するものである。

このうち 2.1 と 2.2 とについては簡潔な説明に留まる一方,2.3 は多くの紙数が費やされている。その紙数に比して,その重要性も最も高いと推測される。 2.3 は経に説かれる「異門」(paryāya),すなわち同義異語に焦点を当てた解釈法であり,2.1 や 2.2 とは異なることが付言されている。既に山口[1959: 174-176]による簡潔な要約があり,山口は当該箇所を②「異門において説示されたものの意味が語られること」,⑤「uddeśa(標挙)と nirdeśa(解釈)」,ⓒ「数(saṃkhyā)に関するもの」,⑥「語の意味=力(śakti)」の四項目に区分する。しかし山口による区分に反し,管見では,2.3 の議論内容はおそらく以下の二項に大別しうるはずである。

- 阿含に説かれる標挙と詳説が有する「目的の意味」
- 阿含に説かれる数的表現が有する「目的の意味」

以下. この二項を個別に論ずる。

2.2.2 解釈例(1):標挙と詳説

標挙と詳説の例証として『釈軌論』では四例の経文が提出されるが(上野 [2013:6-9]), その典型ともいえる「縁起」を例証とする第三例は以下のとおり。

 $\hbox{[VyY][D \'{s}i 38b1-2; P si 43a7-8; Lee 27.23-28; Ueno 39.2-7]}$

de bźin du

rten ciń 'brel bar 'byuń ba gań źe na / 'di lta ste / 'di yod pas 'di 'byuń 'di skyes pa'i phyir 'di skye

źes bya ba ni bstan pa'o //

'di lta ste / ma rig pa'i rkyen gyis 'du byed rnams

źes rgyas par 'byuń ba ni bśad pa'o //

同様に,

縁起とはなにか。すなわち、「これがあるときかれが生ずる」「これ

が生起するからかれが生起する|

とは標挙 (*uddeśa) である。

すなわち,無明を縁として諸行が〔生ずる〕

とは詳説 (*nirdeśa) である。

「これがあるときかれが生ずる」(asmin satīdaṃ bhavati),「これが生起するからかれが生起する」(asyotpādād idam utpadyate)という縁起の定型句が標挙に,「無明を縁として諸行が〔生ずる〕」という順観の構文が詳説に相当する。この点は,『釈軌論』に次ぐ『縁起経釈』(*Pratītyasamutpādavyākhyā*)にて註釈対象とされた『縁起経』が,縁起の定型句を「初分」(ādi)と,順観の構文を「分別」(vibhaṅga)と呼び,さらに『縁起経釈』が「初分」を標挙,「分別」を詳説と位置づける註釈内容と符号する。

[PSVy][Tucci 613.7-10 = Tucci 1971: 240.6-241.5]

ādir uddeśo nirdeśasya tatpūrvakatvāt. tena cādīyate yasmāt pratītyasamutpādaḥ. **vibhaṅgo** nirdeśaḥ. nirdeśa uddeśavacanam. uddeśasya sukhenārthagatyartham. nirdeśasyālpena yatnena sukhaṃ saṃdhāraṇārthaṃ ca. vrttisūtrabhūtatvāt. evam hi svākhvāto bhavati. samāsato vvāsataś cākhvānāt.

初分は、標挙である。詳説はそ〔の標挙〕を前提とするからである。なぜなら、そ〔の標挙〕によって縁起は把握される(ādīyate)。分別は、詳説である。詳説とは、標挙について語ることである。標挙は、容易に〔法の〕意味内容を理解するためである。そして詳説は、わずかな努力によって容易に〔法の意味内容を〕遍く記憶するためである。〔例えば、〕注解とスートラの如きものだからである。実に以上のようにすれば、「善く説かれたもの」(svākhyāta)となる。略説として、または広説として説かれるからである。

『縁起経釈』の解説によれば、標挙は「容易に〔法の〕意味内容を理解するため」、そして詳説は「わずかな努力によって〔法の意味内容を〕遍く記憶する113(14)

¹⁾ Tucci: vibhange 2) Tucci [1971: 241]: mukham

ため」ということを目的とする(→ 2.3.2)。さらに両者の関係はスートラと注解の関係に喩えられ、あるいは略説と広説とも呼ばれる(上野[2012b:22-4])。そして、特に注目したいのは、標挙と詳説の完備が「善く説かれたもの」(svākhyāta)の必要条件とみなされている点である。svākhyāta-という語は、有部阿含においては三帰依の一部としての「法」を定義する経文の第一要素である。ヴァスバンドゥ自身が「語義」(3)でかかる「法」を定義する三つの経文を取り上げ、そこに含まれる svākhyāta-を註釈するに「そ〔の経文〕の中で、顚倒のない〔法〕を正しくお説きになられたから善く説かれたものである」(tatrāviparīta[dharma]samākhyānāt svākhyātaḥ)などと述べ、それこそが外道法と仏法とを区別するメルクマールであると述べている。つまりこの『縁起経釈』における「『善く説かれたもの』となる」との一文は、標挙・詳説を完備した教説こそが仏説として相応しいと述べていることになる。ヴァスバンドゥはそれ程までに、経における標挙と詳説の完備を重要視しているわけである。

さて、続いて「有暇」を例証とする『釈軌論』の第四例を確認する。グナマ ティによる註釈(テクストは省略)と共に示す。

[VyY][D śi 38b2-3; P si 43a8-b2; Lee 28.1-7; Ueno 39.7-11] de bźin du

tśe daṅ ldan pa dag bcu gñis po 'di dag ni khom par gyur pa yin no źes 'byuṅ ba 'di las bdag daṅ gźan phun sum tśogs pa źes 'byuṅ ba ni bstan pa yin la / lhag ma ni bśad pa yin te / bstan pa daṅ bśad pa gñis kyis bcu gñis su 'gyur te / de lta bu la sogs pa bstan pa'i tśig rnams kyi dgos pa'i don yaṅ brjod dgos so //

同様に.

具寿者たちよ、これら十二が有暇(*kṣaṇa)となるものであると説かれているこ〔の経文〕の中で、「自・他〔に関する要件の〕完備」(*ātmaparasaṃpad)と説かれるのは標挙であり、残り〔の十〕は詳説である。標挙と詳説との二つによって十二となる。以上〔の経文〕をはじめとする「標挙」の諸語に関する「目的の意味」についても説明する

必要がある。

[VyYT][D si 153a7-b4; P i 17b5-18a2]

同様にと詳細に説かれているのは、「具寿者たちよ、これら十二が『有 暇』となるものである」[と]。

「十二」とはなにか?①自己〔に関する要件の〕完備(*ātmasaṃpad)と、②他者〔に関する要件の〕完備(*parasaṃpad)と、③人間である〔こと〕(*manuṣyagati)、④内地に出生すること、⑤不完全な感覚器官のないこと(*indriyāvikalatā)、⑥業の転変なきこと(*aparivṛttakarmāntatā)、⑦勝処に対する浄信(*āyatanagataḥ prasādaḥ)、⑧諸仏が出現なさること(*tathāgatānām utpādaḥ)、⑨正法の説示(*saddharmadeśanā)、⑩説示された諸法に立脚すること(*deśitānāṃ dharmāṇām anupravartanaṃ)、⑪存続した諸法〔の輪〕が引き続いて転ぜられること(*avasthitānāṃ dharmāṇām avasthānam)、⑫他〔の衆生〕への憐れみ(*parataḥ pratyanukampā)である。そのうち、有暇となるものとは、自己の目的をなす機会が近くにある状態である。

【問】標**挙と詳説との二つによって十二となる**〔とは〕, どのようにか?

【答】①自己〔に関する要件の〕完備が「標挙」である。そ〔の成立要件〕の詳細なる「詳説」が、③人間である〔こと〕、④内地に出生すること、⑤不完全な感覚器官のないこと、⑥業の転変なきこと、⑦勝処に対する浄信、というこれら五つの用語によって。

同じように、②他者〔に関する要件の〕完備が「標挙」である。そ 〔の完備〕の詳細なる「詳説」が、⑧諸仏が出現なさることなどの五つ の用語によって〔示されているの〕である。

『広義法門経』に説かれる、十二項目からなる有暇(dvādaśakṣaṇa)のうち、① と②が標挙に、③以下が詳説にあたる。グナマティの註釈に従えば、より正確には③から⑦は①の詳説に、⑧から⑫は②の詳説に相当する。当該経文の場合、③以下の詳説は標挙①②の下位分類に相当する。

第三例における縁起の定型句及び順観の各支分、あるいは第四例における①から⑥、および⑦から⑫までの各要件は、すべて「異門」(paryāya)ということばで表現されうるものであるが、本節の冒頭で引用した2.3「目的の意味」の端的な定義に従えば、かかる諸異門の説明されるべき意味は、一つに尽きることになる。したがって上記の各異門は、それぞれ「縁起」「有暇」に関する同一の事柄を複数の表現で表したものとみなしうる。そして、なによりも経自身にそうした表現形式が採用されていることになる。言い換えれば、経文自体にそうした工夫が施されていることになる。

2.2.3 解釈例(2):数的表現

続いてヴァスバンドゥは、経典に頻出する数的表現についてもその「目的」 を説明すべきだとする。

[VyY][D śi 38b3-4; P si 43b2-3; Lee 28.8-11]

ji skad du phun po lna rnams dan / nan gi skye mched drug rnams źes bya ba de lta bu la sogs pa grańs gsuńs pa lta bu dag kyań de dag gi brjod par bya ba'i don mi go ba ni ma yin na / ci'i phyir grańs gsuńs pa'i dgos pa'i don yań brjod dgos so //

五蘊や六内処といった、そうしたものなどの如き、数(*saṃkhyā)の説かれた〔諸法〕も、それらの説明されるべき意味が理解されないわけではないのであれば、なぜ、数が説かれているのか、という目的の意味も、説明されなければならない。

こののち,経典にみられる数的表現の「目的」が八例ほど示される(上野 [2013:13-18])。うち第一例と第二例とを以下に示す。

 $[\, \mathrm{VyY}\,][\, \mathrm{D} \,\, \pm i \,\, 39a2-3; \, \mathrm{P} \,\, \pm i \,\, 44a3; \, \mathrm{Lee} \,\, 29.9-12; \, \mathrm{Ueno} \,\, 40.12-15 \,]$

grans gsuns pa ni /

kha cig ni bgran bar bya ba nes par gzun ba'i phyir te / dper na

¹⁾ na / VyY (D) : no // VyY (PL)

phuṅ po lṅa rnams daṅ / naṅ gi skye mched drug rnams źes 'byuṅ ba lta bu'o //

1) gzuń VyY (DL) : bzuń VyY (P)

[世尊が]数をお説きになったのは、

ある〔経文〕は、数えられるべき〔法数〕を限定するためである (saṃkhyeyāvadhāraṇārtham)。例えば、

「五蘊」〔と〕また「六内処」

と説かれている如くである。

続いて第二例は以下のとおり。

 $[VyY][D \pm 39a3-4; P \pm 44a3-5; Lee 29.12-17; Ueno 40.17-23]$

grańs smos pas mi brjed pa'i phyir kha cig ni bde blag tu gzuń ba'i phyir te / dper na

gan la la'i sems ñe ba'i ñon mons pa ñi śu rtsa gcig gis ñe bar ñon mons pa can yin na

źes 'byuń ba dań / bCur bskyed pa las kyań /
chos gcig ni gces spras su byed pa yin te

źes bya ba nas

chos bcu'i

bar du 'byun ba lta bu'o //

数に言及することによって忘失しないので、ある〔経文〕は、容易に把握するためである (sukhāvabodhārtham)。

例えば.

とある〔有情〕の心が、二十一の随煩悩(*upakleśa)によって汚染

 $^{1) \}quad tu \; VyY \; (DL) : du \; VyY \; (P) \qquad \qquad 2) \quad gzu\dot{n} \; VyY \; (PL) : bzu\dot{n} \; VyY \; (D)$

³⁾ rtsa VyY (DL) : om. VyY (P) 4) spras VyY (D) : sbras VyY (PL)

⁵⁾ sa VyY (DPL). Read chos.

されているのであれば,

と説かれており、『十上〔経〕』(Daśottara) でも、

一法は有益である(eko dharmo bahukarah)

と〔説かれており〕, ないし,

十法 (daśa dharmāh)

に至るまで説かれている如くである。

第一例は「ある〔経文〕は、数えられるべき〔法数〕を限定するため」、第二例は「数に言及することによって忘失しないので、ある〔経文〕は、容易に把握するため」というように、当該箇所では経文における数的表現の「目的」が八例ほど示される。この八例については後述する(→2.3.3)。

それに引き続き、上引した経文のように、経文中に数詞が明示されていなく とも、数量的目的を有する経文があるとして、幾つかの例が挙げられる。その 例示に先立ち、次の質問が立てられる。

[VyY][D śi 38b4-6; P si 43b3-6; Lee 28.12-21; Ueno 39.14-21]

de bźin du tśig gźan gan dag gi brjod par bya ba'i don ni grags na / de'i don gyi nus pa ñid ma yin pas de dag gi dgos pa'i don yan brjod dgos te / dper na

mñan yod ga la ba der rgyu źin gśegs so

žes bya ba'i brjod par bya ba'i don ni 'jig rten na grags na / ci'i phyir sans rgyas sam ñan thos ljons rgyu źin gśegs pa dan / de bźin du ci'i phyir bcom ldan 'das zla ba phyed dan gsum nan du yan dag par 'jog par mdzad pa dan / ci'i phyir tśe dan ldan pa gsus po che chen po tśe dan ldan pa ś'a ri'i bu ga la ba der son no źes bya ba de lta bu la sogs pa'i dgos pa yan brjod dgos so źe na /

¹⁾ $\tilde{\text{nid}} \text{ VyY (DL)} : \tilde{\text{nid}} \text{ ni VyY (P)}$ 2) $\tilde{\text{gi VyY (DL)}} : \tilde{\text{gis VyY (P)}}$

³⁾ ba VyY (DL): bar VyY (P)

[【]問】同様に、他の語の、説明されるべき意味が、〔世間で〕認知されている場合、そ〔の語〕の意味に効力はないから、それらの〔語の〕目的の意味も、説明されなければならない。例えば、

シュラーヴァスティに向けて遊行に出立した(yena śrāvastī tena cārikāṃ prakrāntaḥ)

という〔経文〕の説明されるべき意味が、世間で認知されているのであれば、「なぜ、仏あるいは声聞は地方を遊行なさるのか」、同様に「なぜ、世尊は二ヶ月半〔の間〕、安居なさるのか」「なぜ、同志マハーコーシュティラは同志シャーリプトラが居るところに向けて出発したのか」といったことなどの目的も、説明されなければならないのではないか?

「説明されるべき意味が世間で認知されている場合には、その語の意味に効力はない」という記述の意味を筆者は未だ理解できていないのだが、こののち、質問の中にある「なぜ仏は地方を遊行なさるのか」「なぜ声聞は地方を遊行するのか」「なぜ世尊は二ヶ月半安居なさるのか」「なぜ同志マハーコーシュティラは同志シャーリプトラが居るところに向けて出発したのか」の四例における数量的目的が具体的に説明される(上野 [2013:18-22])。そのうち、第一例を以下に示す。

[VyY][D śi 39b1-5; P si 44b3-7; Lee 30.16-31.7; Ueno 42.7-24]

sańs rgyas rnams rgyu źiń gśegs pa ni rgyu bdun dag gis rig par bya ste / ① yul gźan na 'khod pa rnams 'dul ba'i phyir dań / ② de na 'khod pa rnams skom par bya ba'i phyir dań / ③ ñan thos rnams gcig na ha cań yun riń du gnas pa spań ba'i phyir dań / ④ ñid de la chags pa mi m'na' bar yań dag par bstan pa'i phyir dań / ⑤ yul rnams mchod rten du 'gyur ba'i phyir dań / ⑥ srog chags mań po rnams de'i druń du blta ba dań 'gro ba la sogs pas bsod nams bskyed pa'i phyir dań / ⑦ yams kyi nad dań than pa la sogs pa'i skyon rab tu źi bar bya ba'i phyir ro //

bsdus pa'i tśigs su bcad pa ni /

- ① yul gźan 'dul bar bya phyir dan //
- ② de na 'khod pa skom bya'i phyir //
- ③ ñan thos du ma gnas bya'i phyir //
- 4 chags pa mi mňa' bstan phyir daň // (Samgrahaśloka 5)

- (5) yul rnams mchod rten 'gyur phyir dan //
- 6 lus can rnams kyi bsod nams phyir //
- ① yams nad la sogs źi bya'i phyir //
 sańs rgyas rgyu źiń gśegs par mdzad // (Saṃgrahaśloka 6)

1) spań ba'i VyY (D): spańs pa'i VyY (P): spań pa'i VyY (L)

4) phyir dan VyY (D): bya'i phyir VyY (PL) 5) źi VyY (D): źes VyY (PL)

諸仏が遊行なさるのは、七つの要因によってであると知るべきである。 ①他の場所に居住する人々を教化するため。②そこに居住する人々に 〔仏を〕渇仰させるため。③声聞たちが一箇所にながく留まりすぎるこ とを防止するため。④〔仏〕ご自身がそ〔の特定の土地〕への愛着をお もちでないことを明示するため。⑤〔諸仏の訪れた〕諸々の場所が聖地 となるため。⑥多数の生類に、か〔の仏〕を近くに拝し、近づくなどす ることによって福徳を蓄積させるため。⑦疫病や干ばつなどの災禍を鎮 静させるためである。

総括偈がある。

①他の場所〔にいる所化たち〕を教化するため、②そこに住んでいる者たちに〔仏を〕渇仰させるため、③声聞〔たち〕を複数〔の場所〕に留まらせるため、④〔仏は特定の土地への〕愛着をおもちでないことを明示するため。⑤諸々の場所が聖地となるため、⑥人々の福徳のため、⑦疫病などを鎮めるため、仏は遊行をされた。(総括偈第5·6偈)

これは数詞が明示されていない経文の中よりその「目的」を抽出した上で、それを計量的に示す手法である。上記の第一例のみならず、当該箇所で取り上げられる全四例とも解釈対象となった経文は明示されていないが、全四例ともヴァスバンドゥ自身の手になる総括偈ないし先行文献による総括偈が付されているため、解釈法の習得よりも解釈内容の学習に力点が置かれた点が伺われる。

²⁾ skom VyY (PL): bsgom VyY (D) 3) mchod VyY (PL): mchog VyY (D)

当該箇所以下四例の例示をもって、「語義」(2) は終了する。

2.3 考察

2.3.1 「語義」(2) の三類型

既に確認したように、「語義」(2) はヴァスバンドゥ自身により三つの類型 に分類される。

- 2.1 個々に語られるべき〔語の〕意味(*pratyekaikavācyārtha)
- 2.2 包摂された〔語の〕 意味(*saṃgrhītārtha)
- 2.3 目的の意味 (*prayojanārtha)
- 2.1 は端的に「語によって語られるべきもの」と定義される。具体的には、ヴァスバンドゥがその『縁起経釈』において註釈対象とする『縁起初分別所説 [経]』(Pratītyasamutpādādivibhaṅganirdeśa) の一節を例に、十二支縁起の中の「無明支」や「行支」など、各支分の「定義」(lakṣaṇa) を個別的に解説することが(1)「個々に語られるべき〔語の〕意味」だと説明する。つまり*pratyekaikavācyārthaとは、個々に言及され、定義されるべき語の意味を指す。『釈軌論』における説明は以上で尽きており、グナマティもこの2.1 については註釈を施していない。
- 2.2 は端的に「意味内容が異なる諸語の要約された意味なるもの」と定義される。そして(A)B)二つの事例が例示される。(A)の趣旨は、例えば経に十二有支が煩悩・業・生の三雑染として要約的に説かれている場合の解釈例が解説されている(山口 [1959:174])。無明、愛、取の三支分を煩悩雑染に、諸行、有の二支分を業雑染に、識および残りの支分を生雑染に配当させる、最も一般的な分類法を用いている。つまり十二有支の各支分を包摂する「煩悩」「業」「生」の三術語の意味が 「包摂された「語の」意味」となる。
- ®は、既に「目的」(prayojana) 定義箇所で取り上げられたのと同一の経文である。当該経文のうち、当該経文のうち、信・戒・捨・慧の四財は「繁栄」と「至福」との要因である。ヴァスバンドゥの解説に従えば、信は戒・捨・慧の要因となり、さらに戒・捨・慧はそれぞれ「身体の円満により包摂された繁105(22)

栄」「享受の円満により包摂された繁栄」「至福」の要因である。つまり信・戒・捨・慧の四財を包摂する「繁栄」「至福」の二術語の意味が「包摂された〔語の〕意味」となる。したがって *saṃgṛhītārtha とは、当該語に下位分類される諸語を内包する、すなわち下位分類を包摂する語の意味を指す。

2.3. についての考察は以下の二節にて行う。

2.3.2 考察(1):標挙と詳説

なぜ経に標挙と詳説が説かれているのか、その「目的」を説明するに先立ち、ヴァスバンドゥは「目的」定義箇所において、経に「異門」(同義異語、ほぼ同一の意味をもつ別の表現)が説かれている「目的」(八項目)を次のように説明していた。

[VyY][D śi 31b7-32a3; P si 35a7-b3; Lee 10.4-19]

- 1. rnam grans gsuns pa ni 'dul ba tha dad pa'i phyir te /
- 2. de'i tśe dań phyi ma'i tśe kha cig la la las khoń du chud par bya ba'i phyir dań /
- 3. de'i tśe rnam par g-yens pa rnams la brjod pa de ñid kyis ni gźan dag gis smad par 'gyur bas rnam grans kyis de'i don bstan par bya ba'i phyir dan /
- 4. yid mi gźuńs pa rnams la yań dań yań du de'i don yań dag par mtśon pas mi brjed par bya ba'i phyir dań /
- 5. tśig gcig la don du ma byun bas don gźan du rtog pa bsal ba'i phyir dan /
- 6. gźan du min de rnams kyis de'i don yan dag par bsgrub pa'i phyir sGra nes par sbyor ba lta bu dan / chos sgrogs pa rnams don gyi bśad sbyar dan go bar byed pa gñis la thabs mkhas pa ñid du bsgrub pa'i phyir dan /
- 7. ñid la chos so sor yan dag par rig pa mna' bar bstan pa'i phyir dan /
- 8. gźan dag la de'i sa bon bskyed pa'i phyir te /

¹⁾ la la VyY (DL) : la VyY (P) 2) kyis VyY (PL) : kyi VyY (D)

³⁾ gis VyY (DL) : gi VyY (P) 4) bas VyY (DP) : pas VyY (L)

⁵⁾ ñid VvY (DP): ñin VvY (L) 6) so sor VvY (DL): so so VvY (P)

- 1. 〔世尊が〕異門をお説きになるのは、所化(*vineya)が多様である ためである。
- 2. その時点で、または後の時点で、ある人々をして理解させるためと、
- 3. その時点で、〔心が〕散乱している人々に、その同じ表現〔を繰り返すこと〕によっては、他の〔,〕〔心が散乱していない〕人々が、〔「どうして無駄に同じ表現を繰り返すのだ」と世尊を〕非難するであろうから、異門(ほぼ同一の意味をもつ別の表現)でもって、その〔同じ〕意味内容を示すためと、
- 4. 注意散漫な人々に、繰り返しその〔同じ〕意味を開陳することで、 忘れさせないためと、
- 5. 一つの語にたくさんの意味があるから、異なった意味で理解してしまうのを防ぐためと、
- 6. 『ニガントゥ』 (Nighaṇṭu) のように、別の〔経〕にて、それらの諸名詞でもって、そ〔の当該のことば〕の意味を正しく理解させるためと、説法者(*dharmakathika/-bhāṇaka)らが、意味を説明することと理解させることの二つについての巧みな手立て(*upāyakauśalya)を完成させるためと
- 7. 〔世尊〕ご自身に法無礙解がそなわっていることを示すためと.
- 8. 他の人々にその種子を植え付けるためである。

以上の流れを引き継ぐ形で、「語義」(2) 定義箇所では、経に標挙と詳説が説かれた「目的」が次のように説明される(なお当該箇所は『現観荘厳光明論』から 梵文が回収可能であるため、『釈軌論』チベット語訳テクストを省略する)。

$[\, VyY\,][\, D \pm 38b7 - 39a1; \, P \pm 43b7 - 44a1; \, Lee \, 28.23 - 29.3; \, Ueno \, 39.23 - 40.5 \,]$

- 9. 「標拳」の語(uddeśavacana)が経によって注解された意味内容を記憶させるのと同様に、要約によって、その広く説かれた意味内容を記憶させるため(samāsena vistarārthāvadhāraṇārthaṃ sūtreṇa vrttyarthāvadhāraṇavat).
- 10. 略解による知者である所化たちを裨益するため (udghaṭitajñānāṃ 103(24)

vineyānām anugrahārtham),

- 11. そ〔の略解による知者〕とは別の〔所化の〕者たち(広説による知者*vipañcitajñaと言葉〔の暗記〕を最上とする者*padaparamaと)に、〔または〕後世の者たちに、略解による知者性の因を蓄積させるため (anyeṣām āyatyām udghaṭitajñatāhetūpacayārtham)、
- 12. 略説 [の], また広説の解説に対して能力を有する者たちに正しく 示すため ([ātmanaḥ] samāsavyāsanirdeśavaśitāsaṃdarśanārtham),
- 13. 〔それ〕以外の者たちに、以上を反復して行うことを通して、その 〔略・広の解説を説示する〕種子を植え付けるためである(anyeṣāṃ tathābhyāsena tadbījāvaropanārtham)。

以上の内容を簡潔に要約すれば、「目的の意味」としての標挙と詳説は、表現の形式が異なるものの、全体としては同一の内容をもつ。ただし異門を列挙する経文において、第二番目(あるいは第二要素)以下に位置する異門は、第一番目(あるいは第一要素)の内容を細分化したものであり、詳説は標挙のより具体的な内容を指示する異門である。それらが経に説かれた「目的」は、所化の多様性という点に重点が置かれている。所化は各自がなしうる範囲内において、経文を受持し、その意味内容を理解すべきとされる。

なお『釈軌論』当該箇所のうち、1. から 8. は「世尊が異門をお説きになった目的」を述べる代表例として、アスヴァバーヴァ(*Asvabhāva)による『大乗荘厳経論逐一解釈』(Mahāyānasūtrālaṃkāratīkā)に言及され、9. から 13. はハリバドラ(Haribhadra)の『現観荘厳光明論』(<math>Abhisamayālaṃkārālokā)に引用されていることから、後代の仏教僧に広く参照されていたことがわかる。

2.3.3 考察(2):数的表現

経に説かれる様々な数的表現も、説明されるべき意味をその内に含む。したがって註釈者は「なぜ数が説かれているのか」を解説する必要がある。そこでヴァスバンドゥは、世尊が数的表現を説いた「目的」を、阿含の引用例を伴いつつ、八例に亘って説明する。紙数の都合上、原文を引用することは叶わない

- ため、『釈軌論』に挙げられる「なぜ数が説かれているのか」についての「目的」を、以下に一覧にして示す(個々の該当箇所については上野 [2013:13-18] を 参照)。以下のうち 1, 2, 3, 6 は 『現観荘厳光明論』より原文の一部を回収した。
- 2.3.2.1 ある〔経文〕は、数えられるべき〔法数〕を限定するため (saṃkhyeyāvadhāraṇārtham)
- 2.3.2.2 数に言及することによって忘失しないので (avismaraṇāt), ある〔経文〕は、容易に把握するため (sukhāvabodhārtham)
- 2.3.2.3 ある〔経文〕は、詳細に解説されなければならない〔経〕を聞こうとはせず、〔また〕多くを聞き、保持することに怖れをなすところの者たちに、注意して聴聞させるため(bahuśravaṇagrahaṇabhīruṇāṃśrotrāvadhānārtham)
- 2.3.2.4 ある〔経文〕は、為すべきことの多さに怖れ抱く者たちに、気力 (*utsāha) を生じさせるため
- 2.3.2.5 ある〔経文〕は、一つ〔の語〕によって一つの要約を説くため
- 2.3.2.6 ある〔経文〕は、分量を知らしめるため(parimāṇajñāpanārtham)
- 2.3.2.7 ある〔経文〕は、〔二つのものが〕ひとつであることを知らしめるためである。二つの法に関する作用(*kṛtya)、食(*āhāra)、対立物(*vipakṣa)が共通するから。
- 2.3.2.8 ある〔経文〕は、〔仏世尊〕ご自身が、予め、無碍解となっているも のの意味内容をお説きになる方であることを正しく示すため
- 以上の点から、経に説かれる様々な数的表現が、個々に多様な「目的」をもつものとして捉えられていたことがわかる。経文中の数的表現が単なる法数とはみなされておらず、各経文の文脈に即した個々の「目的」が正確に読み取られている。ただし、経に説かれる数的表現の「目的」が上記八類型にのみ限られるということではなく、おそらくは代表的なものが取り上げられたと推測される。
- なお、標挙と詳説が有する「目的」と、数的表現が有する「目的」は一部において共通する(「容易に把握(理解)するため」「忘却しないようにするた101(26)

め」)。聴聞者が仏説を耳にしたとしてもそれを「理解しない」「忘却してしまう」という二つの過失を防ぐための工夫に重点が置かれている。一方で、前者は経典自体が備えている表現形式であるのに対し、後者は経文に含まれる数的表現(「五蘊」「六内処」)の目的を説法者自身が趣意(abhiprāya)する必要がある。後者は個々の文脈から個別の意図を読み取る必要がある。

2.4 まとめ

特に注目すべきは、ヴァスバンドゥにとって、「経」とは「標挙と詳説」という表現形式と、個々に明確な目的を有する「数的表現」という二つの要件を 完備したもの、と捉えられていた点である。

この二つの要件は、『倶舎論』におけるヴァスバンドゥの経典観とも関係する。室寺義仁は『倶舎論』における 'utsūtra' (「経典からの逸脱」) を五例ほど取り上げ、ヴァスバンドゥが「経からの逸脱」を根拠として他説を拒斥するために、その典拠たる「経」がそなえるべき必須要件となるものを抽出した。室寺によれば、それらに共通して認められる必須要件は、「ブッダによって説示された意味領域を限定する語句を必ず伴っていること」、具体的には、"yat kiṃcit …… tat sarvam ……" (漢訳の「彼一切」) という表現を伴って、説示対象の一切合切を説く経。または、'eva' などの限定詞を伴って、あるいは限定詞がない場合でも 'dvayam' などの確定表現を伴って、説示内容をはっきりと限定して説く経。または、縁起の各支分について、それぞれの語義要素を残らず列挙するという仕方で限定的に説く経である、という(室寺 [2006:157])。『倶舎論』におけるこれらの議論が『釈軌論』における「語義」と共通する点は興味深い。

さらに、ヴァスバンドゥのこうした態度は、『順正理論』における「上座」が、標挙と詳説とを備えた経を「了義経」と価値付ける態度と共通する。分位縁起説のみを正統説と認め、標挙と詳説とをそなえてはいても『縁起経』を了義とみとめない(不了義とする)サンガバドラに対し、『倶舎論』の「経部師」および『順正理論』の「上座」は『縁起経』を了義とする。

3 語義(3)

3.1 先行研究

3.1.1 『百経片』の存在

「語義」(3) には『釈軌論』第二章の全体が充てられている。第二章の内容は、全103 例の経文に対する語義解釈である。解釈例となる103 例の出典はやはり有部阿含・有部律であり、中でも特に有名な箇所が解釈例として取り上げられている。それらの経文は「語義」(1)、(2)、(4) の語義解釈法によっては整合的に解釈しえない特殊な用例である。そしてそれらの用例がひとつずつ解釈の俎上に載せられてゆく。ゆえに第二章の解読は個々の経文・経句に対するヴァスバンドゥの解釈(理解)を知りうる点でも重要である。一方で分量的にも、第二章は『釈軌論』の中で最大の分量を誇る。註釈者グナマティも、第二章に限っては全用例に註釈を施している。以上の点から、第二章は『釈軌論』最大の眼目とみなしうる。

さらに第二章に関しては、『釈軌論』の姉妹文献である『釈軌論の百経片』 (*Yyākhyāyuktisūtrakhaṇḍaśata*, 以下『百経片』)との関連が見逃せない。『百経片』は、『釈軌論』に引用された経文と同一箇所の引用経文を羅列した引用集である。ヴァスバンドゥ自身が『釈軌論』の中で引用する経文を「経片」 (sūtrakhaṇḍa) と呼んでおり、本書はその経片を109 例集めた引用集であるため sūtrakhaṇḍaśata と命名されたと推測される。全109 例の引用経文のうち、最初の1 例は『釈軌論』第一章冒頭に、残りの108 例は第二章に引用される経文である。なお第二章(103 例)と『百経片』(108 例)とで引用数が異なるのは、第二章にて引用されつつ解釈対象とされていない経文も、『百経片』に含まれている(引用されている)からである。『百経片』所引経文の引用範囲は、多くの用例では『釈軌論註』と一致するものの、しかし相違する例もまた少なくない。さらに『百経片』『釈軌論記』釈軌論註』に引用される経文間には異読も少なくない。したがって『百経片』は、『釈軌論』あるいは『釈軌論註』から所引阿含のみを抽出して作成された文献ではない。『百経片』はいづれかの阿含99(28)

に基づいている。かかる点から、『百経片』は『釈軌論』(特に第二章) 学習用の阿含引用集であったと推測される。なお、その編者については北京版 (P si 31b8) およびナルタン版 (N si 29a1) のコロフォンに dByig gñen の名が記されているも、真偽は定かでない。

3.1.2 語義(3) = 『釈軌論』第二章の構成

山口 [1959:177] によれば、全103 例のうち、§1 より§8 までが三宝、すなわち§1 から§4 が佛(buddha)、§5 から§7 が法(dharma)、§8 が僧(saṃgha)を主題とする。さらに§9 から§32 までが雑染分(saṃkleśapakṣa)に相当し(§33-§35には言及しない)、§36 から§66 が清浄分(vyavadānapakṣa)に相当するという。867 以下については言及されていない。

これを筆者なりに補足・訂正すれば、§9から§31までが雑染分、§32から§61までが清浄分である。§62から§67までが説法・聞法を主題とする。§68から§70までが「比丘たちよ、…しなさい/してはならない」という命令文を主題とする。§71は身語意の三悪業を主題とし、続く§72と§73は口悪業を主題とする。§74から§83までは聖者(の業)に関する経文が続き、§84から§98は凡夫(の業)に関する経文が続く。§99以下はどのように分類すべきか見当がつかないが、§99は「仏・世尊が往時になされた布施・持戒・生天の話」(『中阿含経』第133経ほか多数)、§100は「聖者である声聞は色を厭離し離染し解脱する」(『雑阿含経』第11経)、§101はそれとは正反対に「凡夫は我を取り込む」(『雑阿含経』第289経)、§102はそこから離れることを説く「炭火の例え」(angārakarṣūpama、『雑阿含経』第1173経)、§103は「十二部教」(『中阿含経』第1経)をそれぞれ主題とする。

厳密にではないが、暫定的には、おおよそ以上の如くに分類しうるのではないかと考える。

3.1.3 『釈軌論』第二章の先行研究

この第二章の全体に焦点を当てた研究は、現在のところ皆無である。個別に

は、山口 [1959:178-180] が佛の称讃 (いわゆる佛の十號) を主題とする§1 を 逐語的にではなく概略的に訳出した。松田 [1984b:13, n.17] は同じ§1 におけ る註釈内容 (三宝の称賛方法) が『縁起経釈』の記述と共通することを指摘した (PSVy P chi 66b2-67a6, 松田 [1984b:2-3])。中御門 [2008:126-130] は同じ§1 に対するグナマティの註釈箇所全体を訳出した(『釈軌論註』のみの訳出)。

本庄 [1989:173] は『決定義経註』(Arthaviniścayanibandhana) に引用された 『釈軌論』該当箇所の一覧を掲載し、§1、§5、§8、§25、§45、§57 が『決定義経註』に引用されていることを指摘した。

このうち§1 に関連して、『決定義経註』 梵本校訂者の N. H. SAMTANI は校訂本の脚注にて『決定義経註』と『現観荘厳光明論』との平行箇所を逐一指摘した(SAMTANI [1971:242, n.9f.])。 鈴木 [2009] は SAMTANI の指摘を見逃しつつも、『釈軌論』と『現観荘厳光明論』との平行関係を取り上げた。以上の点から、§1 はともに梵文写本が残る『決定義経註』と『現観荘厳光明論』から梵文を回収しうる。

石川 [1993:9-13] は§1 における佛の異名の各定義が『二巻本訳語釈』 (Sgrasbyor bam po gñis pa) に取材された点を細かく指摘した。

中御門 [2010:84-7] は伝アサンガ作『法随念註』訳注の傍ら、法の称讃を主題とする§5-§7 を訳出した。

堀内 [2004] は三三昧を主題とする§53 を取り上げ、『倶舎論』「定品」の記述と合わせて詳細に考察した。

野澤 [1954:19-20] は『思択炎論』(*Tarkajvālā*) 第三章の訳註の傍ら、二諦 に言及する§57 の第二解釈のみ (野澤の算出では§61) を訳出し、解説を加えた。

上野 [2012:11-15] は無常想を主題とする§61 の経文 (SKhŚ no.66,『雑阿含経』 第 270 経に相当) のみを訳出し、チベット語訳テクストと『雑阿含経』 第 270 経の対照資料を提示した。

堀内 [2013] は説法の二十行相を主題とする§62 と、聞法の十六行相を主題とする§63 (ともに『広義法門経』*Arthavistara* が出典) との和訳およびチベット語訳テクストを提示した。

堀内 [2009:328-9, n.195] は色の厭離・離染・解脱を主題とする§100の一部を訳出し、チベット語訳『釈軌論』の暫定版である Lee [2001] の分節の誤りを指摘した。

李 [2001:68-73] は、十二分教を主題とする最終の§103 を全訳した。堀内 [2006] [2009:33f.] は、同箇所をめぐって、十二分教の中の sūtra、avadāna、vaipulya、upadeśa を、『順正理論』や『入大乗論』と比較した上で考察した。続く堀内 [2007] は、同じく十二分教の nidāna と udāna を、主に『声聞地』の 定義に主眼を置きつつ、諸他の唯識系論書の中の一資料として『釈軌論』を用いて考察した。

以上の個別研究の他にも、上野 [2012a:39f., Appendix B] は Samyuktāgama からの 56 例の引用例を比定した。

SKILLING [2000: 337, Appendix 1] は、§1 から§9 に至る経文の平行資料を僅かに示した。また SKILLING [2000: 339f., Appendix 5.1] は第二章に引用される経力のも幾つかの出典を示してもいる。

なお、堀内俊郎が第二章の訳註研究を間もなく公刊する予定であると聞き及ぶ。

3.2 解釈例

以下に取り上げるのは、*Dīrghāgama* を解釈例とする§39 である。『百経片』では SKhŚ no.44 に相当する経文の語義解釈である。チベット語訳テクスト(イタリック体は経文であることを示す)とその和訳を以下に示す。

[VyY][D śi 54b4-55a3; P si 63a7-b8; Lee 76.11-77.16]

dad pa skyes nas 'gro bar byed //

1) (48)
son nas chos ñan par byed do //
źes bya ba ni mdo sde'i dum bu'o //

『釈軌論』第二章(§39)和訳

信が生じて、〔尊者に〕近づく。 近づいて、①法を聴く。〔かの 者は、その法を聞いて、②思惟 する。思惟して、③考量する。

¹⁾ nas VyY (L) VyYT (DP) SKhŚ (DP) : na VyY (DP)

§39.1 de la *ñan par byed do* źes bya ba ni tśig 'bru dan don gyis so //

sems par byed pa ni ji ltar thos pa'i don nes par sems pa'i phyir ro //

'jal bar byed pa ni rigs pas te / legs par gsuns pa ñid kyi khyad par dmigs kyis 'byed pa'i phyir ro //

ñe bar rtog par byed pa ni bsgom pa'i rnam pas te / ji ltar gzun ba'i don so sor rtog pa'i phyir ro //

bden pa de yan lus kyis mnon sum du byed pa ni gnas gyur pa'i tse yan dag pa ji lta ba bzin du mnon par rtogs pa'i phyir ro //

śes rab kyis so sor 'bigs par byed pa ni bdag gis mnon sum du byas so źes 'jig rten las 'das pa'i ye śes kyi rjes las thob pa 'jig rten pa'i ye śes kyis nes par 考量して、④考察する。⑤そして、その真実に付き従うことによって現前にして、⑥智慧によって通達する。〕(SKhŚ no.44)というのが経片である。

【第一解釈】そ〔の経片〕の中で, 「①聴く」(*śṃoti) とは, 形式 (*vyañjana) と内容 (*artha) とによって。

「②思惟する」(*cintayati)とは、 聞いたとおりの内容を確実に思惟す るからである。

「③考量する」(*tulayati) とは,理 (*yukti) によって。善説性の殊勝 性を特定するからである。

「④考察する」(*upaparīkṣate)とは、 修習の種類によって。記憶したとお りの意味内容を個別に考察するから である。

「⑤そして、その真実に付き従う ことによって、現前にする」とは、転 依の際に如実に証得するからである。

「⑥智慧によって通達する」 (*prajñayā supratividhyati) は、「わた

²⁾ so VyY (DL): om. VyY (P)

³⁾ rigs VyY (DL) : rig VyY (P)

⁴⁾ pas te VyYT (DP) : pa ste VyY(DPL)

⁵⁾ kyi VyYT (D): kyis VyYT (P) VyY (DPL)

⁶⁾ pas te VyYŢ (D) : pas ste VyYṬ (P) : pa ste VyY (DPL)

⁷⁾ du VyY (PL) : du 'du VyY(D)

⁸⁾ gis VyY (DL) : gi VyY(P)

'dzin pa'i phyir ro //

§39.2 gźan yaṅ *ñan* pas ni thos pa las byuṅ ba'i ye śes ston par byed do //

sems pas ni bsams pa las byun ba'o //

'jal ba dan ñe bar rtog pa gñis kyis
ni mthon ba dan bsgom pa'i lam gyi
bsgoms pa las byun ba ste / mthon ba'i
lam gyis ni de bźin ñid so sor rtog pa'i
phyir sgro 'dogs pa med pa dan skur pa
'debs pa med pa ñid kyis mñam pa la
'jog par byed pa'i phyir 'jal bar byed pa
yin no //

bsgom pa'i lam gyis ni ji ltar 'jal ba la yan dan yan du rtog par byed pa'i phyir *ñe bar rtog par byed pa* yin no //

bden pa de yan zes bya ba ni gan gi dban du mdzad nas chos bstan pa'i mya nan las 'das pa yin no //

lus kyis mnon sum du byed cin zes bya ba ni gnas gyur pa ñid kyis te / rnam par grol ba thob pa'i phyir ro // しは現証した」と、出世間知の中の 後得世間知によって断定するからで ある。

【第二解釈】さらに〔別の解釈では〕、「①聴」〔という経句〕によって、聞所成慧を説く。

「②思惟」〔という経句〕によって, 思所成〔慧〕を〔説く〕。

「③考量」と「④考察」〔という〕 二つ〔の経句〕によって、見〔道〕 と修道との修所成〔慧〕を〔説く〕。 見道によっては、真如が個別考察されるから、無増益〔性〕と無損減性 とによって〔心が〕三昧に入るから、 「③考量する」である。

修道によっては、考量したとおり に何度も考察するから、「④考察する」である。

「⑤そして、その真実に」とは、 それを主題として法を説くのである が、〔「真実」とは〕涅槃である。 「付き従うことによって現前にし て」とは、転依性によって。解脱を

⁹⁾ bsams VyY (DL): bsam VyY (P)

¹⁰⁾ bsgom VyY (DL): sgom VyY (P)

¹¹⁾ gyi VyY (DL) : gyis VyY (P)

¹²⁾ rtog VyY (DL): rtogs VyY (P)

¹³⁾ med pa VyY (DL): om. VyY (P)

¹⁴⁾ ñid VyYT (DP) : gñis VyY (DPL)

¹⁵⁾ bsgom VyY (DL): sgom VyY (P)

śes rab kyis so sor 'bigs par byed do źes bya ba ni rnam par grol ba'i ye śes kyis so //

de ltar na dad pa la brten nas tśogs dań bcas pa'i lam dań / lam gyi 'bras bu rnam par grol ba dań / rnam par grol ba'i ye śes kun tu ston par byed do // 獲得するからである。

「⑥智慧によって通達する」とは、 解脱知によって。

以上のとおりであれば、信に依拠 して、資糧道と、道果である解脱と、 解脱知とが完全に説かれているので ある。

さて、まずは解釈対象となっている経片に注目する。解釈対象は Dīrghāgama (DĀ) no.19、 Kāmaṭhikasūtra (別名 Caṅgīsūtra) である。パーリニカーヤでは『中部』(MN) 第 95 経 (Caṅkīsutta) に相当するが、新出『長阿含』 梵文写本 (8世紀前半) では「双品」(yuga-nipāta) に含まれているため、有部阿含では『長阿含』に属することが判明した。さらに Schøyen Collection における仏教写本 (BMSC) にも当該経典に平行する梵文断片が含まれる。ヴァスバンドゥが承けた経典伝承の系統を知るため、以下に DĀ ms; BMSC; MN no.95の用例を列挙する:

DĀ ms 375.5-7: sa śraddhājāta upasaṃkrāmati upasaṃkramya dharmaṃ śṛṇoti śrutaṃ dharman dhārayati dhṛtaṃ dharmaṃ cintayati cintayitvā tulayati tulayitvā upaparīkṣate upaparīkṣayan satyam ta〈da〉nvāyena sākṣātkārīti prajñayā ca supratividhyati.

BMSC II 15.16-20: ay(. ...)so ś(r)ād(dh)ājātaḥ paryupāsati paryuṃpāsaṃntaḥ śuśrūṣan(ta)ḥ (6v1 śrotram odahati śrotrām odahaṃnta)ḥ dharmmaṃ śraṇoti dharmmaṃ śrṇvantaḥ dharmmaṃ paryyāpuṇati dharmmaṃ paryyāpuṇaṃ(taḥ dharmmaṃ dhāreti dharmmaṃ dhārentaḥ artha)m upaparikṣati artham upaparikṣaṃntaḥ dharmmanidhyānaṃ kṣamat(i 6v2 dharmmanidhyānakṣāṃntīye prāmodyaṃ) jāyati pramuditasya cchandaḥ jāyati chaṃndajātaḥ utsahati (...)ti prajahaṃntaḥ satyam anubudhyati.

MN II 173.18-25: saddhājāto [upasaṅkamati] upasaṅkamanto payirūpāsati. payirūpāsanto sotaṃ odahati. ohitasoto dhammaṃ suṇāti. sutvā dhammaṃ dhāreti. 93(34)

dharitānam dhammānam attham upaparikkhati. attham upaparikkhato dhammā nijjhānam khamanti. dhammanijjhānakkhantiyā sati chando jāyati. chandajāto ussahati. ussahitvā tuleti. tulayitvā pahadati. pahitatto samāno kāyena c'eva paramasaccam sacchikaroti. paññyāya ca tam ativijjha passati.

注目すべきは『釈軌論』所引経とギルギット出土『長阿含』写本との関係である。当該箇所のみを見る限り、『釈軌論』(および『釈軌論註』)所引経文は『長阿含』写本と読みがあまり異ならない。またパーリニカーヤとも大幅には異ならない。それに対してスコイエンコレクションとは大幅に読みが異なる。従って『長阿含』写本は『釈軌論』の原語・原文の推定に直接利用しうる資料であることがわかる。

内容的には、この経文は資糧道から究竟道に至る修習の次第を描いている。 第一解釈は、信(śraddhā)をもち、尊者に親近した者が、①法を聞く(dharmaṃ śṃoti) \rightarrow ②法を思惟する(dharmaṃ cintayati) \rightarrow ③考量する(tulayati) \rightarrow ④考察する(upaparīkṣate) \rightarrow ⑤真実を現前にする(satyaṃ sākṣātkaroti) \rightarrow ⑥智慧によって通達する(prajňayā supratividhyati)という過程が描かれている。このうち、①②③は資糧道・加行道、④は見道・修道、⑤は修道、⑥は究竟道に該当する。

第二解釈として挙げられるのは、聞思修からなる三所成慧を①②③④の経句に当て嵌める解釈である。こちらでは、①は資糧道、②は加行道、③は見道、④は修道、⑤修道に、⑥は究竟道に該当する。ヴァスバンドゥ自身が第二解釈として、この経文には「信に依拠して、資糧道と、道果である解脱と、解脱知とが完全に説かれている」と述べているように、「資糧道」「道果である解脱」「それを知らせる解脱知」の三つが主題と目される。

3.3 考察

3.3.1 「摂異門分」との類似性

上記解釈例の冒頭にある経文のうち、括弧内はグナマティによる補足的引用 である。ヴァスバンドゥによる引用部分は極僅かであり、自身がその直後に解 説する経句すら充分には引用していない。これは、当該経片が当時、当地にお いては周知のものであったことを意味しよう。ヴァスバンドゥによる,経片冒頭句のみの断片的引用は第二章全体に共通する特徴であることから、ここで題材とされている103例はみな、周知された経片であったと推測される。

さらに、この解釈例から明らかであるように、「語義」(3)については「手法」という観点からの考察に意義はない。上の§39 のみならず第二章全体を通して見ても、いづれの箇所も「…とは…である/…の意味である」といった単純な語釈法が採られているからである。一方で、こうした単純な語釈法と、その解釈対象が著名経文であるという点は、『瑜伽師地論』「摂異門分」と似ている。事実、第二章における清浄分/雑染分と「摂異門分」における白品/黒品という構成上の類似もさることながら、第二章と「摂異門分」とに共通して語釈されている経文が、確認しえた限りでも15 例ある。その対応関係を表にして以下に示す。表に記載したのは、第二章の節(§)、それに対応する『百経

kk === 0	『云奴山』 第1 乗旦	「毎日田八」利亞	「摂異門分」摂頌
第二章§	『百経片』通し番号	「摂異門分」科段	0.00.00.00.00.00.00.00.00.00.00
§1	SKhŚ no.2	I.8.viii.B.(1).	「如来」
§2	SKhŚ no.3	I.8.viii.A.(13).	「并天世衆生」
§5	SKhŚ no.6	I.8.viii.C.(3).	「法」 ⁽⁶¹⁾
§6	SKhŚ no.7	I.4.	「四種膳説」
§8	SKhŚ no.9	I.8.viii.C.(4).	「僧」
§9	SKhŚ no.10	II.6.	「煩悩」 ⁽⁶²⁾
§19	SKhŚ no.21	II.7.	「貪」
§47	SKhŚ no.52	I.8.viii.A.(1).	「智」
§60	SKhŚ no.65	I.8.viii.C.(7).	「梵志」
§61	SKhŚ no.66 ⁽⁶³⁾	I.8.viii.B.(2).	「無常想」
§62	SKhŚ no.67	I.8.viii.C.(3).	「法」 ⁽⁶⁴⁾
§78	SKhŚ no.83	I.3.	「二慧」
§79	SKhŚ no.84	I.6.	「施」
§80	SKhŚ no.85	I.7.iv.	「具戒」(65)
§100	SKhŚ no.106	C.(6).	「厭」

片』の通し番号 (SKhŚ no.), 向井 [1996:378-380] における「摂異門分」科 段・摂頌である。

さらに, 第二章末尾と「摂異門分」末尾の記述も類似しているように思われる。

[VyY][D śi 83b3-4; P si 98a5-6; Lee 161.23-26]

de ltar mdo sde'i dum bu brgya'i tśig rnams kyi don bśad pa ni tśig gi don bśad pa'i phyogs śig bstan pa'i phyir ro //

phyogs 'dis ni blo dan ldan pa rnams kyis tśig gźan rnams kyi don yan brtag par bya'o //

1) brtag VyY (PL): dag VyY (D)

以上のように、百からなる経片の、諸語の意味を解説したのは、語義解 説の一部を示すためである。

この一部によって、知者たちは他の諸語の意味をも考察すべきである。 [ParyS][D hi 47b6-7; P yi 56a7-b1]

'di dag ni bdag gi tha sñad man po gdags pa'i rnam grans che lon mdo sde las btus nas / don gyi sgo nas yan yons su bstan pa yin gyi / sans rgyas bcom ldan 'das rnams kyis rnam grans ston pa ni tsad med do //

phyogs 'di dan bslab pa 'di dan bstan pa 'dis kyan 'di dag dan rnam grans gźan rnams dan don gyi rnams grans gźan dag la yan brtag cin yons su bstan par bya / rnam par gźag par bya'o //

以上は、我が〔法門の〕多くの言説、口訣である異門の粗大なるを、経典から集めて、また意味を入口(門)として、完全に解説したが、仏・世尊たちによる異門の説示は無量である。以上の〔白・黒〕品と、以上の学〔処〕と、以上の解説とによって、さらに、以上の〔諸異門〕とは別の諸異門と、別の諸意味を有する諸異門をも考察した上で、完全に解

¹⁾ che lon D: che lon che lon P 2) gźag D: bźag P

説すべきである。〔諸異門の意味を〕確立すべきである。

当該書によって経句の意味を学び、精通した上で、他の経句をも解説すべきだとする点で、両者の記述は共通している。その上、『釈軌論』は「摂異門分」に比してより詳細に、忠実に語義を解釈している。以上の点から、断定はできないが、「語義」(3)の著述に際して「摂異門分」が参照された可能性が推測される。

3.3.2 「語義」(3) の外形的特徴

「語義」(3) の外形的な特徴としては、経句の解釈として複数の解釈が提示されている点が眼につく。当該箇所のように、gźan yan あるいは mam grans gźan yan との接続詞のもと、全103 例のうち82 例に対して、ヴァスバンドゥは複数の解釈を提示する。単一の解釈を提示するのは21 例のみである。これらの事実は、ヴァスバンドゥ活動時において既に、単一の経文解釈はありえなかったことを示している。あるいは、そもそも経文とは複数の解釈を内包するものであるとみなされていた、と推測するのも可能であろうか。

3.3.3 謎の「阿含」

『釈軌論』第二章の冒頭には、ヴァスバンドゥが「語義」(3) を著述する意図が示されている。

 $[VyY][D \pm 40a7; P \pm 45b4-5; Lee 33.11-13]$

'di man chad ni gźan dag la tśig gi don bśad pa la mkhas pa ñid bskyed pa'i phyir mdo sde'i dum bu kha cig ni tśig gi don bśad pa'i phyir phyogs phal cher bstan par bya ste /

当該〔箇所〕以下は、諸他の人々に語義解説への熟練性(*kuśalatva)を 生じさせるため、幾許かの経片は語義を解説しているため、〔その〕大

¹⁾ la VyY (DPL) : las VyYṬ (DP) 2) ni VyY (D) : gi VyY (PL)

³⁾ $\operatorname{gi} \operatorname{VyY} (D) : \operatorname{ni} \operatorname{VyY} (PL)$

部分(概略)が説明されるべきである。

ここで「幾許かの経片は語義を解説しているため」との記述に注目したい。当該箇所のテクストには異読があるものの、第二章には実際に語義を解説する「阿含」(*āgama)が多数引用されている(§3, 5, 8, 14, 22, 25, 33, 44, 62, 63, 64, 66, 67, 68)。同じく語義を解説する「信頼すべき人のことば」(*āptavacana)も二例引用されている(§75, 83)。このうち§64の「阿含」と§75の「信頼すべき人のことば」については堀内[2013:154]がそれぞれ『瑜伽師地論』「摂釈分」(VyS D hi 49a)、『声聞地』第四瑜伽処(ŚrBh IV SHUKLA 501)に比定した。

これらの「阿含」は第二章のみならず第一章においても2例ほど引用されているが(上野[2013:12, n.28])、いづれも「阿含」(luin)と称されつつ、現存する梵文・蔵訳阿含、漢訳四阿含、パーリニカーヤには比定が難しい。多くは『瑜伽師地論』からの引用と予測されるが、現時点では『瑜伽師地論』に平行例を見出せない例も少なくない。出典の比定は今後の課題となる。

なお「阿含」および「信頼すべき人のことば」における語義解釈は、ヴァス バンドゥ自身による語義解釈と見解が一致しない点に特徴がある。

3.3.4 付論:ヴァスバンドゥの三量説

このうち「信頼すべき人のことば」は、ヴァスバンドゥにとっての三つの認識手段(pramāṇa)の一つに含まれる。ヴァスバンドゥの三量説に関して付言すれば、第二章 (§79) に推論式と思しき用例がある。

[VyY][D śi 71b6-7; P si 84b6-7; Lee 127.12-14]

de la dri ma gan las ser sna 'byun ba de'i rgyu de ni ser sna'i dri ma źes bya ste / sbyin pa dan 'gal ba chags pa'i rnam pa yin pas 'bras bu'i śin lta bu dan ser ba'i sprin lta bu'o //

¹⁾ rgyu VyY (DPL) VyYT (D) : rgyud VyYT (P)

²⁾ sprin VyY (D) VyYT (D) : sbrin VyY (PL) : spin/srin VyYT (P)

そ〔の経文〕の中で、およそそれから慳が生ずるところの垢という原因が、「慳の垢」と呼ばれる。施与とは矛盾する貪の種類であるから。果樹の如く、雹〔を降らす〕雲の如く。

「慳」(*matsara/*mātsarya), すなわち物惜しみを主題とするこの用例を推論式とみなせば、基体 (dharmin) は慳を生み出す垢という原因、特性 (dharma) は「慳の垢」、論証因 (hetu) は「貪の種類であること」(自性因) である。ただし喩例については異類例 (異喩) を欠いており、同類例も単なる喩えに過ぎず、主張命題が成立しない点に特徴がある。

ヴァスバンドゥと推論式との関係については、桂 [2012:14] によれば、『倶舎論』では用いられていない。一方で大竹 [2013:172-173, n.13] は、『十地経論』における用例に基づき、ヴァスバンドゥは推論式を知りつつも実際には援用しなかったと推測する。『釈軌論』における上記用例が推論式とみなしえるのかどうか、筆者には判断しかねる。

3.4 まとめ

「語義」(3)全般にみられる傾向として,[1]単純な語釈法が採用されている。[2]著名な経文ばかりが選別されている。[3]ひとつの経文に対して複数の解釈を示している。[4]語義解釈をする「阿含」あるいは「信頼すべき人のことば」が各解釈の末尾に引用されている,などの諸点がある。これらの点から、『釈軌論』が明らかに初学者を対象としていたことが判明する。

また「語義」(3) に膨大な分量が割かれているのは、「摂異門分」を意識してのことであると推測される。当然ながらその構成もヴァスバンドゥによる独創ではなく、「摂異門分」を踏襲した可能性が高い。註釈対象の選別も同様である。

4 語義(4)

4.1 先行研究

『釈軌論』第三章の冒頭に位置する「語義」(4) は、同義異語(*paryāya)、定義(*lakṣaṇa)、語源解釈(*nirukti)、分類(*prabheda)の四項目に視点した語義解釈法である。本稿において概観してきた他の語義解釈法と比較してみても、当該の手法は後代において最も広く普及し、最も深く定着した手法であると言うことができる。「語義」(4) の解説でもって、『釈軌論』における「語義」の解説が完了する。

「語義」(4) は既に多くの先行研究によって言及されている。ただし、それらの先行研究は当該箇所の内容紹介に留まっており、特に考察は加えていない。そこで本節では、まず「語義」(4) を概観した上で、その手法が『瑜伽師地論』「摂釈分」ないし『顕揚聖教論』に由来する可能性を確認する。さらに『中辺分別論』第一章「空性」節が当該法と酷似した手法に基づいて記述されていることを確認する。以下の内容は上野[2009:13-16]の再論であるが、部分的に修正を加えた。

4.2 解釈例

4.2.1 総論

「語義」(4) は総論と各論をもって解説されている。そのうち総論は以下の とおり。

[VyY][D śi 83b4-7; P si 98a7-b2; Lee 162.4-15]

gźan yaṅ rnam pa bźi dag gis tśig gi don rig par bya ste / rnam graṅs kyis daṅ / mtśan ñid kyis daṅ / ṅes pa'i tśig gis daṅ / rab tu dbye bas so //

de la rnam grans ni min gźan no //

mtśan ñid ni don gan la min de yod pa'i'o //

nes pa'i tśig ni min gi rgyu mtśan brjod pa'o //

rab tu dbye ba ni brjod par bya ba de gzugs can dań / gzugs can ma yin pa dań /

bstan du yod pa dań / bstan du med pa la sogs pa'i rnam par rab tu dbye bas so //
de ltar na tśig gi don rnam pa thams cad dań ldan pa yońs su bstan pa yin la / so
so yań dag par rig pa'i rgyu yań byas pa yin no //

1) rgyu VyY (PL) : sa VyY (D)

さらに、四つの行相(*ākāra)によって、「語義」は理解されるべきである。〔すなわち、〕①同義異語(*paryāya)によって、②定義(*lakṣaṇa)によって、③語源解釈(*nirukti)によって、④分類(*prabheda)によって。そのうち、①同義異語とは、別名のことである。

- ②定義とは、ある対象物にその名(*nāman)が存在する、[その対象] のことである。
- ③語源解釈とは、〔当該の〕名詞の由来を説明することである。
- ④分類とは、有色・無色、有見・無見などの種類(*prakāra)を分類することによって言及されるべきものである。

以上のとおりであれば、あらゆる行相を伴った語義が完全に説明されることになり、無碍解(*pratisamvid)の因も形成されているのである。

当該の語義解釈法は、ある経句を註釈するに際し、当該語句の同義異語・定義・語源解釈・下位分類を示すことで、当該語句の語義を容易に理解させるためのものである。ただし、註釈に際してこの四点が必ずしも並列的に列挙されるわけではなく、ある経句の註釈に際しては一つが単独で用いられ、また他の経句の註釈に際しては幾つかが併用して用いられる。

続いて、各論として「同義異語」「定義」「語源解釈」「分類」が個別に解説されている。

4.2.2 同義異語 (*paryāya)

 $[\ VyY\][\ D\ \pm i\ 83b7-84a2;\ P\ \pm i\ 98b2-4;\ Lee\ 162.16-23]$

gdul ba'i khyad par la ltos nas lan 'ga' ni kha cig bśad par bya ste / bcom ldan 'das kyis kyan lan 'ga' ni rnam grans tsam źig bśad de / dper na rTen cin 'brel

bar 'byun ba'i mdo las /

de dan de la yan dag pa ji lta ba bźin du mi śes pa dan / mi mthon ba dan / mnon par ma rtogs pa dan / mun khun dan / kun tu rmons pa dan / ma rig pa dan / mun pa gan yin pa 'di ni ma rig pa źes bya'o

źes 'byuń ba lta bu'o //

所化の違いに基づいて,或る場合には,或る〔語義〕が解説されるべき である。世尊によっても,或る〔経文〕には,同義異語だけが解説され ている。例えば、『縁起経』では、

〔先に説いた〕あれこれに対する、如実に知らないこと、見ないこと、現観しないこと、闇、愚癡、明かりがないこと、くらやみ、これが無明と呼ばれる

と説かれている如く。

4.2.3 定義 (*laksana)

[VyY][D śi 84a2-3; P si 98b4-6; Lee 162.24-163.4]

kha cig las ni mtśan ñid tsam źig ste / dper na de ñid las

rnam par śes pa'i rkyen gyis min dan gzugs źes bya ba la / min gan źe na / gzugs can ma yin pa'i phun po bźi dag ste / tśor ba'i phun po nas rnam par śes pa'i phun po'i bar du'o //

gzugs gaṅ źe na / gaṅ ci yaṅ ruṅ ste / de thams cad 'byuṅ ba chen po bźi dag daṅ / 'byuṅ ba chen po bźi dag rgyur byas pa ste

źes 'byun ba lta bu'o //

¹⁾ gdul VyY (DL): 'dul VyY (P) 2) ltos (DL): ltas VyY (P)

³⁾ la VyY (DL) : las VyY (P)

¹⁾ dag VyY (PL) : om. VyY (D) 2) gan VyY (DL) : gzugs gan VyY (P)

³⁾ dan / 'byun ba chen po bźi dag VyY (PL) : om. VyY (D)

或る〔経文〕には、定義だけが〔解説されている〕。例えば、その同じ 〔『縁起経』〕では、

「識を縁として名色が〔生ずる〕」という中で、名とは何か。無色なる四つの蘊である。「すなわち〕 受蘊ないし識蘊である。

色とは何か。およそ何であれ色であるもの,そのすべては,四大種 と四大種所造である。

と説かれている如く。

4.2.4 語源解釈 (*nirukti)

[VyY][D śi 84a3-4; P si 98b6-7; Lee 163.5-8]

kha cig las ni nes pa'i tśig tsam źig ste / dper na bZa' ba lta bu las

gzugs śiń gzugs su ruń bas na de'i phyir gzugs ñe bar len pa'i phuń po źes bya'o

źes 'byun ba lta bu'o //

或る〔経文〕には、語源解釈だけが〔解説されている〕。例えば『所食 [経〕』(*Khādanīya) では、

「傷めつけられる」、「傷めつけられる」というわけで、色取蘊と呼ばれる

と説かれている如く。

4.2.5 分類(*prabheda)

[VyY][D śi 84a4-5; P si 98b7-8; Lee 163.9-16]

kha cig las ni rab tu dbye ba tsam źig ste / dper na

ma rig pa'i rkyen gyis 'du byed rnams źes bya ba la / 'du byed rnams gaṅ źe na / 'du byed rnams ni gsum ste / lus kyi 'du byed daṅ / ṅag gi 'du byed daṅ / yid kyi 'du byed rnams so //

'du byed kyi rkyen gyis rnam par śes pa źes bya ba la / rnam par śes pa gań źe na / rnam par śes pa'i tśogs drug rnams te

źes 'byuń ba lta bu'o //
tśig gi don bśad zin to //

1) par VyY (DL) : pa VyY (P)

或る〔経文〕には、分類だけが〔解説されている〕。例えば、〔その同じ 『縁起経』では、〕

「無明を縁として諸行が〔生ずる〕」という中で、諸行とは何か。 諸行は三つある。身行と語行と意行である。

「諸行を縁として識が〔生ずる〕」という中で、識とは何か。六識身である。

と説かれている如く。

「語義」を解説し終えた。

4.3 考察

4.3.1 「摂釈分」ないし『顕揚聖教論』との類似性

さて、当該の語義解釈法はヴァスバンドゥによる創唱ではなく、おそらく「摂釈分」(*Vyākhyāsaṃgrahaṇī) ないし『顕揚聖教論』に由来する。同二文献の経典解釈法は「法」「等起」「義」「論難・答釈」「次第」の五つの相から構成されるが、第三相「義」は「要義」と「語義」とに二分される。そのうち、後者の「語義」解説箇所には次のように記されている。

[VyS][D hi 55a4-5; P yi 65a6-7]

de la tśig gi don kyań rnam pa bźis brjod par bya ste / miń gi rnam grańs bstan pa dań / mtśan ñid kyi no bo ñid kyis lus bstan pa dań / nes pa'i tśig bstan pa dań / rnam pa rab tu dbye bas so //

そ〔の「義」〕のうち、「語義」も四つの行相によって説明されるべきである。①名詞の同義異語の説明と、②定義を本質とする〔語義〕に基づく「経の〕骨格の説明と、③語源解釈の説示と、④種類を分類すること

によって、〔説明されるべき〕である。

[『顕揚聖教論』][T31,539a8-9]

當知別義亦有四種。一分別差別名、二分別自體相、三訓釋名言、四義門差別。

「摂釈分」らが提唱するこの語義解釈法は、『釈軌論』のそれと逐語的に一致する。したがってヴァスバンドゥはこれらの先行文献に範を得た可能性が高い。ただし「摂釈分」と『顕揚聖教論』のいづれに依拠したかは判然としない。さらにはそれ以前の問題として、なぜ『顕揚聖教論』巻十二以降が「摂釈分」と同文であるのかという謎も残されている。いづれにせよヴァスバンドゥの簡潔な説明からは、この語義解釈法が自身の創案でないという点が伺われる。

なお「摂事分」(Vastusaṃgrahaṇī) においても「同義異語」以下の四項目に基づく区分が言及されているが、その詳細は「摂釈分」に譲られている。従って『瑜伽師地論』内部においても、当該の語義解釈法については「摂釈分」が優先されていたことがわかる。

4.3.2 『中辺分別論』における類例

当該法と類似した解釈法は『中辺分別論』第一「相品」(lakṣaṇapariccheda)の第12偈にもみられる。śūnyatāという術語を解説するにあたり、第12偈ではniruktiを除く三解釈に paryāyārtha, sādhana を加えた解釈法が提示されている。

[MAVBh ad MAV I-12][Nagao 22.17-20]

evam abhūtaparikalpam khyāpayitvā yathā śūnyatā vijñeyā tan nirdiśati.

lakṣaṇam cātha paryāyas tadartho bheda eva ca /

sādhanam ceti vijneyam śūnyatāyāh samāsatah // MAV I-12 //

以上のように虚妄なる分別を解説し終えて、次に空性がどのように理解 されるべきかを説く。

要約すれば、定義、同義異語、そ〔の同義異語〕の意味、分類、 論証とが、空性に関して知られるべきである。(第一章第12偈)

「相品」は「虚妄分別」(Abhūtaparikalpa) と「空性」(Śūnyatā) の二つの節に大81(46)

別される。上記引用箇所は後者の冒頭部に位置するが、「空性」節は全 11 偈 (kk.12-22) から成る。上に引用した第 12 偈 (当該箇所の註釈は MAVŢ 46.1-15) は総論に、残りの第 13-22 偈は各論に相当する。具体的には、定義 (k.13)、同義 異語 (k.14)、そ〔の同義 異語〕の意味 (k.15)、分類 (kk.16-20)、論証 (kk.21-22) というように配当されている。

さらにヴァスバンドゥ(及びスティラマティ)は「空性」節の全体を「語義」(padārtha)と「要義」(piṇdārtha)に二分する。総論である第12 偈を除き,第13-22 偈を「語義」の四項目に,また第13 偈のみを「要義」に配当している。このように「空性」節を二分して捉えるヴァスバンドゥ(及びスティラマティ)の理解は、「要義」と「語義」の総体を「義」とみなす「摂釈分」を踏襲したものであろうか。

4.4 まとめ

「語義」(4) は *paryāya, *lakṣaṇa, *nirukti, *prabheda の四項目に視点した語義解釈法である。当該法はヴァスバンドゥによる創案ではなく,「摂釈分」などの記述をそのまま踏襲した可能性が高い。ただし『瑜伽師地論』の編者たちによる創案というより,『中辺分別論』にも酷似した方法が確認される点から、当時既に一般化していた方法であったと予想される。「語義」最後部にて簡潔に言及されるに留まった理由もそのためであると推測される。さらに当該法は四例のうち三例までもが『縁起経』から導出されたものであるため、同経と親和性が高く、したがって同経を註釈対象とする『縁起経釈』において多用されてもいる。

そして、当該法の最大の特徴は、経文を解釈するための語義解釈法が、経文 自体の中から導き出されている点にある。つまりヴァスバンドゥは、複数の経 文の中に法則性を見出し、その法則性に基づいて経文を解釈する方法を提案し ている。この点は『釈軌論』全体を貫く特徴でもあり、その一部は本論におい て随所に確認したとおりである。

なおこの「語義」(4) は、後代のチベットにおいては語義解釈の範疇を越え、

おわりに

以上,主に「手法」という観点から『釈軌論』における「語義」を概観した。 (1) より(4) までの議論を通して、以下の点が確認しうる。

- [1]「語義」(1)(2)(4)は、経典の中から語義解釈法が導出されている。 言い換えれば、それらの手法は経典自体に採用されていたものである。
- [2] 「語義」(1) では意図的に用例の収集範囲が有部阿含と有部律に限定されている点から、経句の語義をあくまで経典内部から導出しようとした意図が伺われる。
- [3] 「語義」(2) (3) から言えることは、経句・経文は単一の語義のみが許されるのではなく、むしろ、単語にせよ文章にせよ、複数の語義が含まれたものとみなされている。多義を有する経句・経文から単一の語義を抽出すべきか、あるいは多義性の保持を意図した経句・経文として解釈すべきかは、説法者の判断(説法者がいかにして世尊の意図を趣意 abhiprāya するか)に委ねられている。
- [4]「語義」(2) によれば、「標挙・詳説」と「数的表現」には多様なる目的が含まれている。経句・経文の解釈に際していかなる目的を見出すかは説法者の判断に委ねられているものの、標挙・詳説、すなわち広義での「異門」および数的表現を伴う経句・経文は、多様なる目的を含むものとみなされている。それらが含まれている理由としては、「異門」に関しては所化の多様性(多様な所化の教化)が焦点となり、「標挙・詳説」と「数的表現」に関しては不理解と忘失の防止が焦点となっている。

さらに、『釈軌論』研究の観点から注目される点は以下のとおり。

[5]「語義」(3) と(4) とに関しては、それぞれ『瑜伽師地論』「摂異門分」と「摂釈分」(ないし『顕揚聖教論』)の存在が前提であると推測される。「語義」(4) は極めて簡潔な手法であるため、「語義」(2) の後に論じられてもよいはずである。しかしそうした選択がなされていないのは、当該法が「摂79(48)

釈分 | 由来のものであったから、と推測することも可能であろうか。

- [6] 解釈例はいづれも著名経文であり、その手法も簡易なものであることから 明らかに初学者を対象としている。
- [7] 「語義」の議論を通して確認しうるもうひとつの事実は、かかる用例の中に大乗経典からの引用例が一例も見出されない点である。無論『釈軌論』第四章における大乗仏説論が示すように、ヴァスバンドゥは幾多の大乗経典を引用し、さらにそのごく一部を了義として認めている。しかし『釈軌論』においては、大乗の経文それ自体を解釈例として提示したり、解釈の対象として採用することはしない。

謝辞

「ヴァスバンドゥの経典解釈法」と題する一連の拙稿(本稿を含めて現時点で 二つを本誌に掲載済)は、筆者の課程博士論文の一部である。その拙論の作成よ り論文審査に至るまで、兵藤一夫名誉教授(大谷大学)にご指導いただいた。 ここに記して、衷心より感謝の意を表する。

略号と参考文献

- BMSC Buddhist Manuscripts in the Schøyen Collection.
 - D Derge (sDe dge) blockprint edition of the Tibetan Tripitaka.
 - DĀ Dīrghāgama.
- Honjō no. 本庄 [1984] における『倶舎論』および『ウパーイカー』所依阿含の通 し番号。
 - L / Lee Lee Jong Choel's Tibetan edition of the Vyākhyāyukti = Lee [2001].
 - N Narthang (sNar thang) blockprint edition of the Tibetan Tripiṭaka.
 - P Peking (Kangxi 1717/20) edition of the Tibetan Tripiṭaka kept in the Otani University, Kyoto.
 - SHT Ernst Waldschmidt et al., Sanskrithandschriften aus den Turfanfunden. Wiesbaden/Stuttgart: Franz Steiner Verlag, 1965ff.
 - SWTF Heinz Bechert et al., Sanskrit-Wörterbuch der buddhistischen Texte aus den Turfan-Funden und der kanonischen Literatur der Sarvāstivāda-Schule. Göttingen: Vandenhoek & Ruprecht, 1973ff.
 - T 高楠順次郎, 渡邊海旭[編], 大正新脩大藏經。東京: 大正新脩大藏經刊

行會, 1924-1932.

UENO UENO Makio's Tibetan edition of Chapter 1 of the *Vyākhyāyukti* = 上野 [2013: 26f.].

一次文献

- パーリ仏典の略号については A Critical Pāli Dictionary の Epilegomena に従う。 テクストは The Pāli Text Society 版を用いる。
 - AAĀ *Abhisamayālaṃkārālokā* (Haribhadra): Wogihara Unrai (Ed.), Tokyo 1932–1935; P.L. Vaidya (Ed.), Darbhanga 1960.
 - AKBh Abhidharmakośabhāṣya (Vasubandhu): Pralhad Pradhan (Ed.), Patna 1967.
 - AKUp Abhidharmakośatīkopayikā (Śamathadeva): D no.4094; P no.5595.
 - AKVy Sphuţārthā Abhidharmakośavyākhyā (Yaśomitra): Wogihara Unrai (Ed.), Tokyo 1932–1936.
 - ASBh Abhidharmasamuccayabhāṣya (Jinaputra?): Nathmal Tatia (Ed.), Patna 1976.
 - AvDh Arthavistaro nāma dharmaparyāya. D no.318; P no.984.
 - AVN Arthaviniścayanibandhana (Vīryaśrīdatta): Narayan Hemandas Samtani (Ed.),
 Patna 1971.
 - Avś Avadānaśataka. Jacob Samuel Speyer (Ed.), St. Petersburg 1902–1909.
- Bu ston Bu ston chos 'byun'. Lokesh Chandra (Ed.), New Delhi 1971.
 - Daśo *Daśottarasūtra*. Kusum Mittal (Ed.), Berlin, 1957 (I-VIII); Dieter Schlingloff (Ed.), Berlin 1962 (IX-X).
- MAVBh Madhyāntavibhāgabhāṣya (Vasubandhu): NAGAO Gadjin (Ed.), Tokyo 1964.
 - MAVT Madhyāntavibhāgaṭīkā (Sthiramati): YAMAGUCHI Susumu (Ed.), Nagoya 1934.
 - MSAT Mahāyānasūtrālamkāratīkā (*Asvabhāva): D no.4029; P no.5530.
- Mvy (IF) Mahāvyutpatti. Ishihama Yumiko and Fukuda Yōichi (Eds.), Tokyo 1989.
 - NidSa Nidānasamyukta. Chandrabhāl TRIPĀŢHĪ (Ed.), Berlin 1962.
 - ParyS Paryāyasamgrahanī. D no.4041; P no.5542.
- PravrV IV Pravrajyāvastu. Claus Vogel and Klaus Wille (Eds.), Göttingen 2002.
 - PS Pramāṇasamuccaya (Dignāga): Ernst STEINKELLNER (Ed), Dignāga's Pramāṇasamuccaya, Chapter 1. www.oeaw.ac.at/ias/Mat/dignaga PS 1.pdf
 - PSĀVN *Pratītyasamutpādādivibhanganirdeśa*. P.L.VAIDYA (Ed.), *Mahāyānasūtrasamgraha* Part 1, Darbhanga 1961: 117–8.
- PSĀVN (Tib.) rTen ciń 'brel bar 'gyur ba dań po dań rnam par dbye ba bstan pa. DE JONG [1974: 146-9] (=[1979: 246-8]).
 - PSVy Pratītyasamutpādavyākhyā (Vasubandhu): Tucci [1930] (=[1971]).
 - PSVyT Pratītyasamutpādādivibhanganirdeśatīkā (Gunamati): D no.3996; P no.5497.
 - PVA *Pramāṇavārttikālaṃkāra* (Prajñākaragupta): Rāhula Sāṇĸṣtyāyana (Ed.), Patna 1953.

- ŚrBh I Śrāvakabhūmi. 声聞地研究会 (Ed.), Tokyo 1998.
- ŚrBh IV Śrāvakabhūmi. Karunesha Shukla (Ed.), Patna 1973.
 - SBhV Sanghabhedavastu. Raniero GNOLI (Ed.), Roma 1977, 1978.
 - SKhŚ Vyākhyāyuktisūtrakhandaśata. D no.4060; P no.5561.
 - ST Sārottamā (Ratnākaraśānti): Padmanabh S. Jaini (Ed.), Patna 1979.
 - VyS *Vyākhyāsamgrahanī. D no.4042; P no.5543.
 - VyY Vyākhyāyukti (Vasubandhu): D no.4061; P no.5562; Lee [2001].
 - VyYT Vyākhyāyuktitīkā (Gunamati): D no.4069; P no.5570.

二次文献

石川美恵

1993『二巻本訳語釈――和訳と注解――』東京:東洋文庫.

上野牧生

- 2009「『釈軌論』の経典註釈法とその典拠」『佛教學セミナー』89:1-21.
- 2010「『釈軌論』における阿含経典の語義解釈法(1)」『印度哲学仏教学』25:71-84.
- 2012a「『釈軌論』における阿含経典の語義解釈法(2)」『佛教學セミナー』95:1-35.
- 2012b「ヴァスバンドゥの経典解釈法 (2) ―要義 (*piṇḍārtha*) ―」『佛教學セミナー』96:1-50.
- 2013「『釈軌論』における阿含経典の語義解釈法 (3)」『佛教學セミナー』 97: 1-48.

大竹晋

2013『元魏漢訳ヴァスバンドゥ釈経論群の研究』東京:大蔵出版。

小谷信千代

2000 『法と行の思想としての仏教』 京都: 文栄堂。

片山一良

2000『中部 (マッジマニカーヤ) 中分五十経篇 2』 東京: 大蔵出版。

桂紹隆

2012「仏教論理学の構造とその意義」『シリーズ大乗仏教 9 認識論と論理学』東京:春秋社, 3-48,

佐久間秀範

1996 『タティア校訂版 『阿毘達磨雑集論』 梵語索引およびコリゲンダ』 東京:山喜房 佛書林。

櫻部建

- 1969『倶舎論の研究界・根品』京都: 法藏館。
- 2003「法と法性」『財団法人松ケ岡文庫研究年報』17:17-27.

声聞地研究会

1998『瑜伽論声聞地第一瑜伽処―サンスクリット語テクストと和訳―』東京:山喜房佛書林。

鈴木健太

2009「『現観荘厳論光明』における「如来十号」の解釈について」『印度哲学仏教学』 24:120-135.

中御門敬教

- 2008「世親作『仏随念広註』和訳研究:前半部分・仏十号に基づく三乗共通の念仏 観』『佛教大学総合研究所紀要』15:105-130.
- 2010「無着作『仏随念註』と『法随念註』和訳研究」『佛教大学総合研究所紀要』17: 67-92.

野澤静証

1954「静弁造『中観学心髄の疏・思択炎』「真如智を求むる」章 第三 (Ⅱ)」『密教文化』29/30:9-21.

藤仲孝司

- 2008「世親作『仏随念広註』和訳研究:後半部分・大乗特有の念仏観」『佛教大学総合研究所紀要』15:131-152.
- 2010「無着作『僧随念註』の和訳研究」『佛教大学総合研究所紀要』17: 93-114.

船山徹

2012「眞諦の活動と著作の基本的特徴」『眞諦三藏研究論集』京都:京都大學人文科學研究所、1-86.

堀内俊郎

- 2004「『釈軌論』における三三昧―『声聞地』との比較を通じて―」『インド哲学仏教 学研究』11:57-70.
- 2006「十二分教考—瑜伽行派における sūtra, avadāna, vaipulya, upadeśa 解釈—」『仏教文化研究論集』 10: 3-28.
- 2007 「瑜伽行派におけるウダーナとニダーナ―十二分教と三蔵の包摂関係から―」 『哲学・思想論集』 33: 78-65.

- 2009 『世親の大乗仏説論―『釈軌論』第四章を中心に―』東京:山喜房佛書林。
- 2013 「『釈軌論』 第二章経節 (62) (63) 訳注」 『国際哲学研究』 2: 153-164.
- 2013a「仏教における法概念の多様性:思想史的観点から」『国際哲学研究別冊 2 〈法〉概念の時間と空間』。

本庄良文

- 1984『倶舎論所依阿含全表 I』 京都:私家版。
- 1989 『決定義經·註:梵文和譯』京都:私家版。
- 2001「『釈軌論』第一章(上) 世親の経典解釈法」『香川孝雄博士古稀記念論集:仏教学浄土学研究』京都:永田文昌堂、107-120.

箕浦暁雄

2007「分位縁起の正当性に関する『順正理論』の議論」『大谷學報』86-2:18-29.

宮下晴輝

1983「アビダルマ教義学の一局面—『倶舎論』から『釈軌論』への展開例」『大谷學報』63-1:1-16.

向井亮

- 1979「『顕揚聖教論』と『瑜伽師地論』」『仏教学』8:39-68.
- 1996「『瑜伽師地論』「摂釈分」「摂異門分」の結構— uddāna 頌による科判—」『今西順吉教授還暦記念論集:インド思想と仏教文化』東京:春秋社,369-380.

室寺義仁

2006「『阿毘達磨倶舎論』における 'utsūtra'」『印度学仏教学研究』 54-2: 958-954.

李鐘徹

2001 『世親思想の研究―『釈軌論』を中心として―』東京:山喜房佛書林。

山口益

1959「世親の釈軌論について」『山口益仏教学文集』下,東京:春秋社,1973, 153-188.

印順 (Yinshun)

1983『雜阿含經論會編 上編』臺北:正聞出版社, 1983.

Brekke, Torkel

2000 "The Caṃgīsūtra of the Mahāsāṃghika-Lokottaravādins," *Buddhist Manuscripts in the Schøyen Collection* vol.I, Oslo: Hermes Publishing, 53–62.

CHUNG, Jin-il (鄭鎮一)

2008 A Survey of the Sanskrit Fragments Corresponding to the Chinese Saṃyuktāgama. To-kyo: The Sankibo Press.

HARTMANN, Jens-Uwe

2002 "More Fragments of the Cangīsūtra," Buddhist Manuscripts in the Schøyen Collection vol.II. Oslo: Hermes Publishing, 1-16.

2004 "Contents and Structure of the Dīrghāgama of the (Mūla-) Sarvāstivādins," Annual Report of the International Research Institute for Advanced Buddhology at Soka University 7: 119–137.

DE JONG, Jan Willem

1974 "A propos du Nidānasaṃyukta," *Mélanges de Sinologie offerts à Monsieur Paul Demiéville,* II, Paris: Presses universitaires de France, 137–149. (Reprint: *Buddhist Studies*, Berkeley: Asian Humanity Press 1979, 237–249).

KRITZER, Robert

2005 Vasubandhu and the Yogācārabhūmi: Yogācāra elements in the Abhidharmakośabhāṣya. Tokyo: IIBS.

Lee, Jong Choel (李鐘徹)

2001 The Tibetan Text of the Vyākhyāyukti of Vasubandhu, critically edited from the Cone, Derge, Narthang and Peking editions. Tokyo: Sankibo Press.

NANCE, Richard F.

2012 Speaking for Buddhas: Scriptural Commentary in Indian Buddhism. New York: Columbia University Press.

OBERMILLER, Eugéne

1931 *History of Buddhism (Chos-hbyung) by Bu-ston.* Part 1, Materialien zur Kunde des Buddhismus Heft 18, Heidelberg: Institut für Buddhismus-Kunde.

Prapod Assavavirulhakarn and Skilling, Peter

1999 "Vasubandhu on Travel and Seclusion," *Manusya. Journal of Humanities*, 2-1 (Chulalongkorn University, Bangkok): 13-24.

Samtani, Narayan Hemandas

1971 The Arthaviniścaya-sūtra & its commentary "Nibandhana". Patna: K. P. Jayaswal Research Institute.

SKILLING, Peter

2000 "Vasubandhu and the *Vyākhyāyukti* Literature," *Journal of International Association of Buddhist Studies* 23–2: 297–350.

Tucci, Giuseppe

1930 "Fragment from the Pratītyasamutpāda-vyākhyā of Vasubandhu," *Journal of Royal Asiatic Society* 1930: 611–630. (Reprint: *Opera Minora* parte I, Roma 1971, 277–304.)

VERHAGEN, Pieter C.

2005 "Studies in Indo-Tibetan Buddhist Hermeneutics (4): The *Vyākhyāyukti* of Vasubandhu," *Journal Asiatique* 293: 559–602.

WILLE, Klaus

2013 "Survey of the Sanskrit Manuscripts in the Turfan Collection (Berlin)," From Birch Bark to Digital Data. Vienna: Österreichische Akademie der Wissenschaften, 187–212.

YAMABE Nobuyoshi (山部能宜)

1997 "An Shigao as a Precursor of the Yogācāra Tradition: A Preliminary Study," 『佛教思想文化史論叢渡邊隆生教授還曆記念論集』 京都:永田文昌堂, 153-194.

注

- (1) このうち「要義」(piṇḍārtha) については上野 [2012b] にて取り上げた。
- (2) Bu ston chos 'byun 7a4-b2: dan po ni / chos źes pa'i sgra de don bcu la 'jug ste / rNam bśad rigs par /

chos ni ses bya lam dan ni //

mya nan 'das dan vid kvi vul //

bsod nams tśe dan gsun rab dan //

'byun 'gyur nes dan chos lugs la'o //

źes pas / chos gan la 'dus byas sam 'dus ma byas sam źes pa śes bya dan / yan dag pa'i lta ba ni chos yin no źes pa ltar lam dan / chos la skyabs su son ba źes pa myan 'das dan / chos kyi skye mched ces pa yid yul dan / btsun mo'i 'khor dan gźon nu rnams dan lhan cig chos spyod ces pa bsod nams dan / byis pa ni mthon ba'i chos gces par 'dzin pa yin źes pa tśe dan / chos śes pa ni 'di lta ste / mdo'i sde dan źes pa lta bu gsun rab dan / lus 'di rga ba'i chos yin no źes pa 'byun 'gyur dan / dge slon gi chos bźi źes pa lta bu nes pa dan / yul chos rigs chos

źes pa chos lugs te bcu la 'jug go /

de dag kyan gtso che ba'i dban du byas kyi / der 'dus pa ma yin te / chos kyis chos tsol bar byed de / chos ma yin pas ma yin no // zes pa lta bu rigs pa la chos dan / bsgrub bya'i chos / dgag bya'i chos / zes pa la sogs pa la'an 'jug pas so //

- 『釈軌論』当該箇所は一部、『集量論』、『現観荘厳光明論』(鈴木 [2009:123]). (3) 『決定義経註』(本庄 [1989:126-7]),『量評釈荘厳』(『集量論』からの孫引き か)および『最上真髄』(『現観荘厳光明論』からの孫引きか)に引用されている。 PS 1.5-7: svārthasampat sugatatvena trividham artham upādaya praśastavārtham surūpavat, apunarāvrttvartham sunastajvaravat, nihšesārtham supūrnaghatavat.; AAĀ Wogihara 184.5-8. VAIDYA 352.11-13: tathā hi lokottarena mārgena śobhanam jñānaprahānasampadam gatah sugatah surūpavat, apunarāvrttyā vā susthu gatah sugatah sunastajvaravat, nihśesam vā gatah sugatah suparipūrnaghatavat.; AVN 244.1-3: sugata ity anena yathāgantavyam gatas tam darśayati. susthu gatah sugato 'punarāvṛttyarthena, sunaṣṭ aiyarayat, nihśesam vā gatah sugatah nihśesaiñeyagamanārthena, supūrnaghatayat.; PVA 1.15-17: svārthasampat sugatatvena trividham artham upādāya, praśastatvam surūpavat, apunarāvrttyartham sunastajvaravat, nihśesārtham supūrnaghatavat.; ST 32.4-5: gatah punarbhayāt muktah, suśabdah praśastāpunarāvrttinihśesārthah, surūpavat sunastajvaravat supūrnaghatavac ca.
- (4) 『雑阿含経』第 490 経に平行する経文である。T2, 126a22-27: 閻浮車問舍利弗。 (中略) 云何名爲世間善逝。舍利弗言。(中略) 若貪欲已盡無餘斷知、瞋恚愚癡已 盡無餘斷知、是名善逝。
- (5) 『現観荘厳光明論』以下から回収される梵原語はjvara であるが、『釈軌論』のチベット語訳はgcin nad「尿病」である。ここでは梵原語に従って訳した。
- (6) 『出家事』に類似表現が見られる。Pravr-v IV 33: sa smitapūrvaṃgamo bhagavati labdhaprasāda udānam udānayam. aho buddha, aho dharma, aho saṃgha. aho dharmasya svākhyātatā.
- 「破僧事』に平行箇所がある。SBhV I 9.8-9: antarhite pṛthivīrase te satvāḥ saṃgamya samāgamya śocanti klāmyanti paridevante. evaṃ cāhur aho rasa aho rasa iti. SBhV 当該箇所は『中阿含経』第 154 経「婆羅婆堂經」と平行し(T1, 674c24-26: 地味滅已,彼衆生等便共聚集,極悲啼泣而作是語,奈何地味,奈何地味。),同経は『ウパーイカー』にも引用されている。AKUp Honjō no. 3104, D ju 193a6-7; P tu 221a1-2: sa'i ro(P:źag) de nub pa dan sems can de dag 'dus śin tśogs nas 'di shad du kyi hud ro kyi hud ro źes ñam thag pa'i smre snags 'don to //(P: te /)
- (8) 出典不詳。
- (9) 出典不詳。
- (i0) ただし上引した『釈軌論』第二章§94 における su, および『縁起経釈』「異部決択」における *√kr (次注参照) などは、後者の説明に先立って「*√kr という 〔語〕の意味は、世間において多様に現れる」(byed ces bya ba'i don yan 'jig rten na rnam par man du snan, PSVy D chi 59a5) と但し書きがなされているように、用例の

収集対象が有部阿含・有部律に求められていない。この点は「語義」(1) の 14 術語と全く異なる。

- (II) 『縁起経釈』においては「無明支」における avidyā の接頭辞 a- の七義 (D chi 7a4-b1),「名色支」冒頭における vijñāna の接頭辞 vi- の四義 (D chi 24a2-4),「異部決択」における *√kr の七義 (D chi 59a5-7) など。
- (12) 船山「2012:33-4〕を参照。
- (I3) NANCE [2012:138-48] では本文に付された注番号と文末注における注番号とが ひとつづつずれている。そのため本文 p.147, no.41 は、文末注 p.252, no.42 に対応する。このずれは本文 p.138 に注 no.25 という表記が誤って二つある点に起因するが、 本文 p.148 に注 no.47 の表記を欠いていることから、 奇しくも p.148, no.48 以降はず れが解消されている。
- (14) 以下の二例を含めた当該三語の想定原語は山口[1959:174]に基づく。
- (15) 『釈軌論』第一章における「目的」(prayojana) 定義箇所(VyY Lee Ed. 9.13) などに既出の経文である。正確な出典は不明であるが、Avadānaśataka や Divyāvadāna に平行箇所がある。Avś I 205.5-7: aśrāddham mātāpitaram śraddhāsampadi samādāpayati vinayati niveśayati pratiṣṭhāpayati. duḥśīlam śīlasampadi matsarinam tyāgasampadi duṣpraj-ñam praiñāsampadi samādāpayati vinayati niveśayati pratiṣṭhāpayati.
- (16) 標挙 (uddeśa) と詳説 (nirdeśa) は、Arthaśāstra から Yuktidīpikā に至るまで説かれる伝統的な手法である。伝 Kauṭhilya 作 Arthaśāstra の最後部で説かれる、三十二種からなる tantrayukti (学術書の方法) にも、その第6、第7項目にそれぞれ挙げられている (KANGLE² 280.21-24)。さらに Īśvarakṛṣṇa の Yuktidīpikā においても、十種からなる tantraguṇasaṃpatti (教義の完成要件) の第7、第8項目にそれぞれ挙げられている (Wezler and Motegi 7.6f.)。それらの用法は『釈軌論』のそれに等しい。
- (17) NidSa 14.2: pratītyasamutpādaḥ katamaḥ. yad utāsmin satīdaṃ bhavaty asyotpādād idam utpadyate.
- (18) NidSa 14.2: yad utāvidyāpratyayāḥ saṃskārā ...
- (I) NidSa 16.2: pratītyasamutpādasyādiḥ katamaḥ. yad utāsmin satīdam bhavaty asyotpādād idam utpadyate.; 16.3: vibhangaḥ katamaḥ. avidyāpratyayāḥ samskārā ity avidyā katamā.
- (20) 『縁起経釈』当該箇所は、ほとんど逐語的に『決定義経註』に用いられている。 AVN 73.4-10: 本庄 [1989:40-41] を参照。
- (21) 『釈軌論』第二章§5, §6, §7, SKhŚ nos.6, 7, 8 に相当する。 「世尊の法は、善く説かれたものであり、目の当たりにするものであり、…」

(*svākhyāto bhagavatā dharmaḥ sāṃdṛṣṭikaḥ ...)

「世尊によって善く説かれた法律は、善く見極められたものであり、…」 (*svākhyāto bhagavato dharmavinayaḥ supraveditaḥ ...)

「比丘たちよ、わたしの法は、善く説かれたものであり、平易であり、明快であり、…」(*svākhvāto me bhiksavo dharmah, uttānah, vivrtah ...)

(22) AVN 248.6 ÷ VyY Lee 41.15-16: de la phyin ci ma log par yan dag par gsuns pa'i phyir legs par gsuns pa'o //.

- 23) *Dīrghāgama* 所属の *Arthavistara* が出典である。AvDh D su 188b3-4; P śu 198a4: de ltar na tśe dań ldan pa dag dal ba tśogs pa bcu gñis po 'di dag ni 'phags pa'i chos 'thob par 'gyur ba yin no //;『仏説普法義経』 (no.98) T1, 922b18-19: 是為賢者十二時聚會。; 『広義法門経』 (no.97) T1, 919c08: 長老。是十二種。
- (24) 有暇 (kṣaṇa) の自他円満としてグナマティが列挙する語句は、『声聞地』「第一瑜伽処」におけるそれと一致する。ŚrBh I 10.1-16.2 (声聞地研究会 [1998:10-16]) 参照。さらに『声聞地』の冒頭に説かれる「自他円満」は、有部阿含の『長阿含』 (六経品)に属する『広義法門経』(Arthavistaradharmaparyāya) に基づくことが、YAMABE [1997:162-169]; 声聞地研究会 [1998:vi-viii] により指摘されている。
- (25) 『釈軌論』当該箇所における有暇(kṣạṇa)の議論(【例4】)と内容を共有する『阿毘達磨集論釈』の用例がある。ASBh 142.15-17: aṅgopāṅgamukham yatraikena padenoddeśaḥ śeṣair nirdeśa iti pradarśyate tadyathā dvādaśakṣaṇa**saṃnipātadeśanāyām ātmasampatparasampad ity anayor dvayor yathākramaṃ pañcabhiḥ pañcabhir uttaraiḥ padair nirdeśa iti.
 - ** チベット語訳 (dal ba) に基づき, TATIA: kṣaraṇa- を kṣaṇa- に訂正する (佐久間 [1996: corrigenda] に記載なし)。
 - 「總別門とは、そこにおいて、第一の語によって標挙が、残り〔の語〕によって詳説が〔それぞれ〕明示されるところのものである。例えば、十二暇(dvādaśakṣaṇa)の集合が説かれる場合、自円満・他円満というこの二つ〔の標挙〕に対して、順番通りに、それぞれ五つの後続する語によって、詳説が〔明示される〕。」
- グナマティは『釈軌論註』と『縁起経釈註』とにおいて「異門」の機能・役割を (26)説明する。つまり「異門」とは、第二番目以降の異門は第一番目の異門を理解させ るためのものだと説明する。VyYT D si 143b6-7; P i 7a2-3: tśig gcig la yan don du mar 'dren (P'gren) pa'i phyir ji ltar na rnam grans dan po gsal bar byed pa rnam grans gñis pa la sogs pas rnam grans dan po'i don ses par 'gyur zig gu zes don gzan du rtog pa bsal ba'i phyir rnam grans su gsuns so //「一つの語にも多義が混在しているため、「どうか、第一の 異門〔の意味〕を明らかにするところの、第二などの異門によって、第一の異門の 意味が知られますように」と〔世尊はお考えになって〕、〔所化が〕異なった意味で 理解してしまうのを防ぐため、[世尊は] 異門をお説きになられたのである。」; PSVyT D chi 95a4; P chi 112a6-7: de bas na rnam grans kyi tsig ni don tha dad pa yin par rnam par rtog pa bsal bar bya ba'i phyir ro // ji lta źe na / rnam grans gñis pa la sogs pas ni rnam grans dan po'i don kho na ses par byed pa'i phyir ro // 「したがって、異門である語 が、異なった意味で理解されてしまうのを防がなければならないからである。どう のようにか。第二番目をはじめとする異門によっては、第一番目の異門のみを知ら しめるからである。|
- (27) AAĀ WOGIHARA 9.4; VAIDYA 273.1: saṃkhyeyāvadhāraṇārtham.
- (28) Cf. AAĀ Wogihara 9.5; Vaidya 273.1: prabhūtārthasya samāsasamkhyagrahanāvismaranāt sukhāvabodhārtham.

- (29) 『中阿含経』第93経などに平行箇所がみられる。『水浄梵志経』, T1, 575a25-b3:若有二十一穢汚於心者。必至惡處生地獄中。
- (30) Daśo I.1: eko dharmo bahukara ya(d)u(ta / apramādaḥ kuśale)(2.5)ṣu (6.1) dharmeṣu /.
- (31) Daśo X.1: (daśa dharmā bahukarā)h / daśa nāthakarak(ā dharmāh.
- (32) Vinayavastu に平行箇所多数。以下その一例: SBhV I 171.19: yena śrāvastī tena cārikām prakrāntaḥ; II 56.18-19: atha bhagavān yathābhiramya rājagrhe vihrtya yena śrāvastī tena cārikām prakrāntah.
- (3) 総括偈第5・6偈は『現観荘厳光明論』に引用されている。AAĀ WOGIHARA 7.19-22; VAIDYA 271.30-272.2:

deśāntaravineyārtham tatsthānām tarpaṇāya1 ca

śrāvakānekavāsārtham anāsakteś ca darśane² //

deśānām caityabhāvārtham punyārtham caiva dehinām

ītyādiśamanārtham3 ca buddhaś carati cārikām //

¹tatsthānām tarpanāya Vaidya: tatsthānâścaryanāya Wogihara

²anāsakteś ca darśane Wogihara: anāsaktim ca darśayan Vaidya

³ītyādiśamanārtham Wogihara: ityādijñāpanārtham Vaidya

- (34) 「…とは何か」(… katamat) との構文のもとに「…」の語義要素を残らず列挙する語義解釈法を, ヴァスバンドゥは「定義」(*laksana*) と呼ぶ。本稿 4.2.3 を参照。
- (35) 当該文脈における「身体」の円満は「健康」「長寿」を,「享受」の円満は「財産」「欲望の対象」を,「繁栄」は「善趣に生まれること」を,「至福」は「聖道に入ること」をそれぞれ指すと推測される。
- (36) 「その時点」とは第一の異門が説かれた時、「後の時点」とは第二以降の異門が説かれた時を指すであろうか。
- (37) この3. に関してのみ, 『決定義経註』に類似表現が見られる(本庄 [1989:62])。 AVN 110.10-11: tatkālavikṣiptānāṃ paryāyeṇa tadarthaśravaṇārtham. tenaivābhidhānenānyeṣām avagataṃ¹ syād ity evamādīni bahūni prayojanāni granthabhārabhayāt nocyante.

'SAMTANI: avaśītam (?). Cf. 本庄 [1989: 173].

「その時点で、「心が」 散乱している人々に、異門によってその意味内容を聞かせるため、その同じ [意味内容を有する] 表現によって、他の [心が] [散乱していない] 人々が理解するであろう [ということを示すため] などの多くの目的は、書籍が膨大になることを恐れて [全てには] 言及しない。|

ここでヴィーリヤシュリーダッタが述べる「多くの目的」が『釈軌論』当該箇所を指すことに疑いはない。

(38) 以上の『釈軌論』の記述のうち 5., 7., 8. について、グナマティは以下のように註釈する。VyYT D si 143b6-144a2; Pi 7a2-6:

「5. 一つの語にたくさんの意味があるから、異なった意味で理解してしまうのを防ぐためとは、一つの語にも多義が混在しているため、「どうか、第一の異門〔の意味〕を明らかにするところの、第二などの異門によって、第一の異門の意味が知られますように」と〔世尊はお考えになって〕、〔所化が〕異なった意味で理解してし

まうのを防ぐため、〔世尊は〕異門をお説きになられたのである。

7. [世尊] ご自身に法無礙解がそなわっていることを示すためとは、如来の説法がそのように無量であり、法に関する文(*vākya)と文字(*akṣara)もそのように無量であり、聖(無漏)なる智慧(*prajñā)と弁才(*pratibhāna)もそのように無量であると、世尊ご自身に法無碍解がそなわっていることを示すためである。

8. 他の人々にその種子を植え付けるためとは、他の聴聞者らに、〔世尊が〕お説きになられた異門の種子を植え付けるため、という意味である。」

グナマティによる別著『縁起経釈註』にも当該箇所と平行する次の言及がある (ボールド体は註釈対象である『縁起経釈』の語句であることを示す)。

PSVyT D chi 95a3-b1; P chi 112a5-b4:

「一つの語にたくさんの意味があるから、異なった意味で理解してしまうのを防ぐためととは、一つの語の中にすらも、多くの意味がまさしく存在する〔語の例〕がみられる。例えば、goという語、それは、ことば($*v\bar{a}k$)、方角(*dik)、土地($*bh\bar{u}$)など九つ〔の意味〕で用いられる。したがって、異門である〔この〕語が、異なった意味で理解されてしまうのを防がなければならないからである。どうのようにか。第二番目をはじめとする異門によっては、第一番目の異門のみを知らしめるからである。

説法者らは、獲得されるべきそ〔の語〕の意味と、適用される語との双方に資助しなければならないのととは、よく知られている諸語義は、異門が述べられた場合に、状況〔に応じた〕意味(skabs kyi don)の獲得に資助するはずである。

あるいは、聴聞者の違いにより、ある〔聴聞者〕にはある語義が知られている。 文字を書き記す(*akṣaranyāsa)のは、初めに確立し、中程に確立し、終わりに確立し、軽重(*guru-lāghava)があるから、ある〔聴聞者〕には、ある語を結び付けることに資助するからである。

[如来] ご自身が無碍解であると語られるべきでありとは、「まさしく」そのように、如来の説法は無量である。そのように、法に関することば(tśig)と文字(yi ge)は無量である。そのように、誤りのない智慧(*prajñā)と弁才(*ptratibhā)は無量であるから、世尊ご自身が無碍解なのである。と語られるべきであるから、たった一語の中に、異門である多数の語をお説きになられたのである。名無碍解と語無碍解と字無碍解に対する碍無き智が、法無碍解の定義だからである。」

(39) 当該箇所以下の記述は『現観荘厳光明論』に引用されている。Cf. AAĀ WOGIHARA 202.24-203.8; VAIDYA 359.30-360.4:

uddeśavacanānām nirdeśāt pṛthag abhidheyārtho nāstīti kimartham uddeśavacanam iti cet. ucyate. samāsena vistarārthāvadhāraņārtham sūtreņa vṛttyarthāvadhāraṇavat. udghaṭitajñānām vineyānām anugrahārtham, anyeṣām āyatyām udghaṭitajñatāhetūpacayārtham, ātmanaḥ samāsavyāsanirdeśavaśitāsaṃdarśanārtham, anyeṣām tathābhyāsena tadbījāvaropaṇārtham cety ācāryavasubandhuḥ. saṃkṣiptamātre samāhitam cittaṃ yoginām tadvistarārthe sarvatra katham samāhitam syād ity etadartham nirdeśadeśanā¹. tathā vistaramātre samāhitam cittam

yoginām tatsaṃkṣiptārthe sarvatra kathaṃ samāhitaṃ syād ity etadartham uddeśadeśanety² āgamaḥ. evaṃ sarvatra pratipattavyam.

¹nirdeśadeśanā Vaidya: uddeśadeśanā Wogihara

²uddeśadeśanety Vaidya: nirdeśadeśanety Wogihara

- (40) MSAŢ D bi 105b5; P bi 218b1: rnam grans rnams kyi dgons pa rgyas par ni rNam par bśad pa'i rigs pa las blta bar bya'o //「諸異門の広範な目的については『釈軌論』を参照すべきである。」
- (4) AAĀ Wogihara 9.4-7; Vaidya 272.29-273.2: saṃkhyāvacanaṃ tu śrāvakaparivārāṇām ānantyāt saṃkhyeyāvadhāraṇārthaṃ, prabhūtārthasya¹ samāsasaṃkhyāgrahaṇāvismaraṇāt sukhāvabodhārthaṃ, bahuśravaṇagrahaṇabhīrūṇāṃ śrotrāvadhānārtham, atha vā parimāṇajñāpanārtham upāttam.

¹pūrvam prabhūtārthasya Vaidya: prabhūtārthasya Wogihara

- (4) 『決定義経註釈』に二種の過失への言及がある(本庄 [1989:41])。AVN 74.3-5: dvividhadoşapratipakşena cedam uktam. dvividhau doşau yathākramam apratipattidoşan, smrtibhramśadoşaś ceti. 「二種の過失の対治としてこれ(標挙と詳説)が説かれたのである。二種の過失とは、順に、理解しないという過失と、忘却という過失とである。」
- (4) 室寺 [2006:157-9]; 箕浦 [2007:21] 参照。ただしサンガバドラは,「上座」のように標挙・詳説の有無を了義・不了義の判断基準とすることはしない。
- (4) 清浄分のうち、§50-§51 は同一出典の連続する経文を取り上げているため、『釈 軌論註』はまとめて註釈している。
- (45) ここで伝アサンガ作『仏随念註』『法随念註』『僧随念註』および伝ヴァスバンドゥ作『仏随念広註』と、『釈軌論』第二章(§1-§8)との関係について付言しておきたい。まず、『仏随念註』以下の四文献が註釈対象としているのは、それぞれ以下の「聖典」であり(全てチベット語訳でのみ現存確認)、その文句はそれぞれ以下の『百経片』(SKhŚ)とほぼ逐語的に一致する。
 - Ārya-Buddhānusmṛti (D no.279, P no.945): SKhŚ nos.2-5
 - Ārya-Dharmānusmrti (D no.280, P no.946): SKhŚ nos.6-8
 - Ārya-Samghānusmrti (D no.281, P no.947): SKhŚ no.9

さらに、上記「聖典」に対する伝アサンガ作『仏随念註』以下の四文献はそれぞれ以下のとおりであり(全てチベット語訳でのみ現存確認)、その内容はそれぞれ第二章の以下の8とかなり類似する。

- Buddhānusmṛtivṛtti (中御門 [2010]), Buddhānusmṛtiṭīkā (中御門・藤仲 [2008]): VyY chap.2, \$1-\$4
- Dharmānusmṛtivṛtti (中御門 [2010]): VyY chap.2, §5-§7
- Samghānusmrtivrtti (藤仲 [2010]): VyY chap.2, §8

類似の度合いとしては、第二章(§1-§8)の文言はほとんど『仏随念註』以下四文献に含まれており、四文献の方がより記述が詳細である。また四文献が註釈対象とする「聖典」は、阿含経典の諸処に見られる三宝の称讃句を佛(SKhŚ nos.2-5)、

法 (nos.6-8), 僧 (no.9) に即して結合したものである。ただし伝アサンガ作『仏随念註』以下の四文献と『釈軌論』とは内容が似通い過ぎているため、かなり奇妙である。四文献がアサンガ・ヴァスバンドゥの真作でない可能性もあろう。

- (46) LEE [2001:155.5] は 'dod chags dan bral na rnam par grol bar 'gyur ro から分節しているが、堀内 [2009:n.195] が指摘するように、§100 は 'phags pa ñan thos thos pa dan ldan pas (LEE [2001:155.1]) より始まる。
- (47) この一覧表には多数の誤植が含まれることをお詫びする。現時点までに確認しえた訂正箇所の一覧を上野「2013:49」に掲載した。
- (48) この経文に関して、VyY、SKhŚ、VyYTの三者間に大きな異読はない。しかしチベット語訳文がなぜ韻文として出されているかは不明。後述する『長阿含』ギルギット写本、スコイエンコレクションおよびパーリニカーヤの平行箇所は全て散文である。
- (49) Cf. SKhŚ no.44, D śi 20b1-2; P si 22a6-8;

dad pa skyes nas¹ 'gro bar byed / son nas chos ñan par byed do //

des na chos de thos nas sems par byed do //

bsams nas 'jal bar byed cin / ñe bar rtog par byed la / bden pa de yan lus kyis mnon sum du byed cin ses rab² kyis so sor 'bigs par byed do zes bya ba dan /

¹na SKhŚ(DP). Read nas. ²rab SKhŚ (P) : par SKhŚ (D)

(50) 〔〕内の補足はグナマティによる補足的引用に基づく。

VyYT D si 185a2-3; P i 54a4-5:

dad pa¹ skyes nas 'gro bar byed //

son nas chos ñan par byed do //

des chos de thos nas sems par byed do //

bsams nas 'jal bar byed do //

bcal² nas ñe bar rtog par byed la / bden pa de yaṅ lus kyis³ mhon sum du byed cih / śes rab kvis⁴ so sor 'bigs par byed do

źes bya ba ni mdo sde'i dum bu yin no //

'dad pa VyYT (P) VyY (DPL) : dan ba VyYT (P)

²bcal VyYT (D): gźal VyYT (P)

3kyis VyYT (D): kyi VyYT (P)

4kyis VyYT (D): kyi VyYT (P)

「『信が生じて, [尊者に] 近づく。近づいて, ①法を聴く。かの者は, その法をを聴いて, ②思惟する。思惟して, ③考量する。考量して, ④考察する。⑤そして, その真実に付き従うことによって現前にして, ⑥智慧によって通達する。』

というのが経片である。

(51) 少なくともチベット語訳『釈軌論』おいては、加行道より以前/以後の修習者による法の聴聞はそれぞれ ñan pa / thos pa と訳し分けられている。拙訳ではそれぞれ聴/聞と訳し分ける。

- (2) 『釈軌論註』によれば、理(*yukti)とは三つのプラマーナを指す。『倶舎論』 「賢聖品」における「思所成慧」の説明には「理に基づいて考察することによって 生じた〔決択〕が思所成〔慧〕である」(AKBh 335.5: yuktinidhyānajaś cintāmayī) との「他の人々」(『順正理論』は経主と呼ぶ)の見解が記されている。KRITZER [2005: 346]と併せて参照。
- (53) 善説と悪説とを区別するの意。
- (54) 新出『長阿含』梵文写本の一覧表については HARTMANN [2004:27] 参照。当該経典は no.19, Kāmaṭhika に相当する (317v5-329r4)。さらに SHT IV 165 (Fragm. 29-31), 177n5; III 883a; V 1025R4-7 にも、同経の中央アジア出土梵文断片が存在する (Cf. WILLE [2013])。なお、対応漢訳、チベット語訳は見当たらないようである。当該経典の主要人物は Caṅgī/Caṅkī ではなく、むしろ Bhāradvāja 尊者と呼ばれる Kāmaṭhika/Kāpaṭhika/Kāpaṭika である。世尊とこの若きバラモンとの問答形式で議論は進められてゆく。そのため有部阿含では当該人物の名称がそのまま経題とされたものと推測される。
- (55) 所属部派は不明であるが、当該経典に対応する *Cangīsūtra* (校訂者による呼称) の断片が、Schøyen Collection の中に存在する。既に翻刻研究が完了されており、 Brekke [2000] は 9 片を担当し(ただし Hartmann [2002:1] によればそのうちの 三片は当該経典の断片かどうかは不明)、Hartmann [2002] は 15 片を担当した。 Hartmann [2002:1] によれば、写本は 4 世紀頃のもので、北東型グプタ文字で記されている。 Brekke [2000:54-55] は、言語がプラークリット化している点、あるいは Mahāvastu や大衆部の比丘尼律などと一致する表現が確認される点から、当該経典を大衆部説出世部(Mahāsāṃghika-Lokottaravādin)所属とみなす。ただしこの点については Hartmann [2002:1] が疑義を呈し、他部派の可能性もあるとする。
- (56) HARTMANN [2002:15.28-30] からの転写。筆者は DĀ ms を未参照である。
- (57) HARTMANN [2002:15.16-20] からの転写。当該表現は二箇所にわたって確認される (ibid., p.16.3f.)。なお筆者は当該写本を未参照である。
- (58) 片山 [2000:423f.] に翻訳研究がある。
- (9) 当該箇所をめぐる,『釈軌論』所引経とギルギット出土『長阿含』写本との相違は, śrutaṃ dharman dhārayati dhṛtaṃ dharmaṃ cintayati のうち太字箇所が『釈軌論』所引経にない点である。
- (60) ただし『倶舎論』『釈軌論』の著者としてのヴァスバンドゥと、「摂異門分」編者とが依用した阿含経典は異なっている。えてして「摂異門分」編者が依用した阿含経典は、ヴァスバンドゥのそれよりも語句が多い点に特徴がある。
- (61) T30,766c17f.から一致する。
- (62) T30,770b9f.から一致する。
- (6) 上野 [2012a:11-19] において取り上げ、チベット語訳テクスト、和訳および『雑阿含経』第 270 経との対照を示した。パーリ平行経は SN 22.102 = SN III 155-156, aniccasaññā. 当該経典はチベット語訳大乗『涅槃経』第四章に glan po che'i rjes lta bu'i mdo (『大象の足跡の如きという経』) との名称で引用されている。

- (64) T30,767a1f.から一致する。
- (65) T30,762b8-10「於食知量」から一致する。ただし当該箇所に関して「摂異門分」では経句が引用されるも註釈はされておらず、詳細は『声聞地』(第一瑜伽処、ŚrBh I 18.8-13) に委ねられている。
- (66) Lee Ed. は当該箇所を mdo sde'i dum bu kha cig gi tśig ni don bśad pa'i phyir と読む (北京版のまま)。このとおりに読めば「幾許かの経片の語は意味が解説されているから」となろうか。しかしそう読んだとしても、その趣意は不明である。
- (67) 全十五組の前主張と後主張から構成される第五相「論難・答釈」 (codyaparihāra) のうち、(10) が現量、(11) から(13) が比量、(14) と(15) が教量に関連した議論である。
- (級) 「そ〔の経文〕」とは以下を指す。VyY D śi 71b6; P si 84b5-6: 'di la 'phags pa ñan thos thos pa daṅ ldan pa ni bdag ni skye dgu ser sna'i dri mas kun nas dkris pa rnams las sems dri ma'i ser sna daṅ bral bas lhug par gtoṅ¹ ba daṅ lag² brkyaṅ ba daṅ źes bya ba ni mdo sde'i dum bu'o //

¹gtoń VyY (DL) : btoń VyY (P) ²lag VyY (PL) : lag pa VyY (D)

「現世において、聞をそなえた聖者である声聞が、『わたしは、慳の垢にまとわりつかれている人々よりも、心が垢である慳を離れているから、①ひまなく捨すること、②手をさしのべること、』というのが経片である。」

『雑阿含経』第 927 経に平行箇所がある(CHUNG [2008:192-193])。T2, 236c2-4: 爲慳垢所纒者。心離慳垢住於非家。修解脱施勤施常施。樂捨財物平等布施。

『集異門足論』における引用例がより『釈軌論』所引経文に近い。T26, 436b7-10: 有聖弟子。於爲慳垢所纒衆中能離慳垢。雖住居家而心無著。能行惠捨能舒手施。常樂棄捨好設祠祀。惠捨具足。於行施時平等分布。是名捨財。

①以下の定義用語は Mvy (IF) nos.2848-52 にも収録されている。

Mvy (IF) 2848: lhug par gton ba = muktatyāgah.

Mvv (IF) 2849: lag brkyan ba = pratatapānih.

Mvy (IF) 2850: rnam par gton ba la dga' ba = vyavasargaratah.

Mvy (IF) 2851: mchod sbyin 'khor mor/lor byed pa'am sbyin pa mi chad par byed pa = yāyajūkaḥ.

Myy (IF) 2852: sbyin pa la 'gyed/'ged par dga' ba = dānasamvibhāgaratah.

- (69) 山口 [1959:181-182];小谷 [2000:41-42]; SKILLING [2000:321]; VERHAGEN [2005:585-586] など。
- (70) PSĀVN 117.18-19: yad atra tatra yathābhūtasyājñānam adarśanam anabhisamayaḥ tamas saṃmoho 'vidyāndhakāram iyam ucyate avidyā.; NidSa 16.4: yatra tatrājñānam adarśanam anabhi(sa)mayas tamaḥ saṃmoho 'vidyānu(śayaḥ /) ayam ucyate avidyā.; PSĀVN(Tib.) 147.7-10: gan de dan der yan dag pa ji lta ba bźin du mi śes pa dan / ma mthon ba dan / mnon par ma rtogs pa dan / rmons pa dan kun tu rmons pa dan / ma rig pa dan / mun pa'i rnam pa źes bya ba 'di ni ma rig pa źes bya'o //
- (71) PSĀVN 117.24-27: vijñānapratyayam nāmarūpam iti nāma katamat. catvāro 'rūpiņaḥ

skandhāḥ. katame catvāraḥ. vedanāskandhaḥ saṃjñāskandhaḥ saṃskāraskandhaḥ vijñānaskandhaḥ / rūpaṃ katamat. yat kiṃcid rūpaṃ, sarvaṃ tat catvāri mahābhūtāni. catvāri ca mahābhūtāny upādāya itīdaṃ ca *rūpam*.; NidSa 16.7: vijñānapratyayaṃ nāmarūpam iti nāma katarat. catvāro 'rūpiṇaḥ skandhāḥ. vedanāskandhaḥ saṃjñāskandhaḥ saṃskāraskandhaḥ vijñānaskandhaḥ. rūpaskandhaḥ katarat. yat kiñcid rūpaṃ sarvaṃ tac catvāri mahābhūtāni. catvāri ca mahābhūtāny upādāya itīdaṃ ca rūpaṃ.; PSĀVN(Tib.) 147.18–23: rnam par śes pa'i rkyen gyis min daṅ gzugs źes bya ba la min gaṅ źe na / gzugs can ma yin pa'i phuṅ po bźi ste / tśor ba'i phuṅ po daṅ / 'du śes kyi phuṅ po daṅ / 'du byed kyi phuṅ po daṅ / rnam par śes pa'i phuṅ po'o //

gzugs gan źe na / gzugs gan yin pa ci yan run / de dag thams cad 'byun ba chen po bźi dan / 'byun ba chen po bźi dag rgyur byas pa ste /

- (72) rūpa の語源解釈を説く『所食[経]』は『雑阿含経』第46 経などに平行するが, 第46 経の摂頌 (uddāna) は「三世陰所食」(T2, 12a8; 大正新脩大蔵経における原文 は「三世陰世食」であるが, 印順 [1983:159, n.5] の指摘に基づき「世食」を 「所食」に訂正する) である。CHUNG [2008:63] も同様に訂正している。
- 「現舎論』「界品」にも引用されている(Honjō no.1014)。本庄 [1984:5] によれば、平行資料は『雑阿含経』第46経(T2,11b21f., 梵文断片についてはChung [2008:63-64] 参照)である。AKBh 9.10-12: uktaṃ bhagavatā rūpyate rūpyata iti bhikṣavas tasmād rūpopādānaskandha ity ucyate. kena rūpyate. pāṇisparṣenāpi spṛṣto rūpyata iti vistaraḥ.; AKVy 34.13-14: bādhanārthaparicchinnenānena rūpyate-śabdena rūpyate rūpyata iti bhikṣava ity atra sūtre rūpyate-śabdo bādhanārtha eva paricchidyate.
- 「緑起経釈』「名色支」においても同一の註釈がなされている。PSVy D 24b7-25al; P chi 27b4-6: mig gi yul ni gzugs źes bya ba 'jig rten na grags na / 'dir 'byuń ba dań 'byuń ba las gyur pa thams cad la ci'i phyir gzugs źes bya źe na / gnod par gyur pa yin te / de bas na gzugs źes mdo sde gźan las bstan te / gzugs źes bya ba ni gnod par gyur pa źes bya'o // 「眼〔根〕の対境が rūpa と呼ばれることは世間でよく知られているのに、ここでは〔四大〕種と〔四大〕種所造を、なにゆえ rūpa と呼ばれるものけられる、それゆえ rūpa であると他の経に示されている。rūpa と呼ばれるものは、傷めつけられるものと呼ばれる。」
- (5) PSĀVN 117.20-21: avidyāpratyayaḥ saṃskārā *iti saṃskārāḥ* katame. trayaḥ saṃskārāḥ kāyasaṃskāro vāksaṃskāro manaḥsaṃskārā iti. (チベット語訳に基づいて ** 内の梵文を還元した。); NidSa 16.5: avidyāpratyayaḥ saṃskārā iti saṃskārāḥ katame. trayaḥ saṃskārāḥ. kāyasaṃskāro vāksaṃskāro manaḥsaṃskāraḥ.; NidSa 16.6: saṃskārapratya(yaṃ) vijñānam (iti vi)jñāna(ṃ) katarat. ṣaḍ vijñānakāyaḥ.; PSĀVN (Tib.) 147.11-15: ma rig pa'i rkyen gyis 'du byed ces bya ba'i 'du byed gaṅ źe na / 'du byed ni rnam pa gsum ste / gsum gaṅ źe na / lus kyi 'du byed daṅ / ṅag gi 'du byed daṅ / yid kyi 'du do //

'du byed kyi rkyen gyis rnam par śes pa źes bya ba'i rnam par śes pa gaṅ źe na / rnam par śes pa'i tśogs drug ste /

- (%) 『顕揚聖教論』と『瑜伽師地論』「摂釈分」との重複関係については向井 [1979:58.n.58] 参照。
- (77) 「摂事分」(no.1579) T30, 878c10-13: 謂略由四相廣辯彼事。何等爲四。一異門差別故、二體相差別故、三釋詞差別故、四品類差別故。異門體相釋詞差別、如攝釋分應知其相。
- (78) 例えば小谷 [2000:40-1, n.25] が指摘するように、『プトゥン仏教史』では「法」を記述するに際して「語義」(4) が用いられている。なおプトゥンが法の「分類」(dbye ba)として挙げる'bras bu'i chos (果報としての法 phaladharma), sgrub pa'i chos (実践[徳目]としての法 pratipattidharma), bśad pa'i chos (教説としての法 deśanādharma) の三類型(小谷 [2000:46f.])は、『縁起経釈』に基づくものである(上野 [2012a:26, n.6])。つまりプトゥンは「法」の解説に際して、徹頭徹尾、ヴァスバンドゥの著作に依拠しているのである。

拙稿「ヴァスバンドゥの経典解釈法 (2) ―要義 (piṇḍārtha) ―」 『佛教學セミナー』第 96 号の訂正表

頁数	行数	誤	正
(37)本文	6	P i 9a7-b7	P i 9a7-b4
(48)本文	7	D śi 26b6	D śi 26b6-7
(48)本文	8	P si 29a7	P si 29a7-8
(49)本文	2	AKVy 442.20-26	AKVy 522.20-26
(49)脚注	5	AKVy 442.20-26	AKVy 522.20-26
(49)脚注	7	『雑阿含経』第 490 経	『雑阿含経』第39経
(49)脚注	14	AKBh 366.20f.	AKBh 376.20f.

拙稿「『釈軌論』における阿含経典の語義解釈法(3)」『佛教學セミナー』第97号 における欠落の補遺〈(39)頁13行目〉

2.3.2.0 D śi 38b3-39a2; P si 43b2-44a3; Lee 28.8-29.8

ji skad du phun po lna rnams dan / nan gi skye mched drug rnams źes bya ba de lta bu la sogs pa grans gsuns pa lta bu dag kyan de dag gi brjod par bya ba'i don mi go ba ni ma yin na /* ci'i phyir grans gsuns pa'i dgos pa'i don yan brjod dgos so //

*na / VyY (D) : no // VyY (PL)